主眼事項及び着眼点（指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護）

◆　主眼事項第１(基本方針）から第５(変更の届出)の項については，各着眼点に【重度訪問介護】【同行援護】【行動援護】の記載がある項目を除き，居宅介護の着眼点を準用するものとし，その場合，着眼点中「居宅介護」は「重度訪問介護」，「同行援護」，「行動援護」に読み替える。

◆　主眼事項第６（給付費の取り扱い）については，事業種別ごとに記載

　　今回変更　　　31年10月より改正

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する基準 | (1) 指定居宅介護事業者は，利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。  (2) 指定居宅介護事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。  (3) 指定居宅介護の事業は，利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  (4) 指定重度訪問介護の事業は，重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事，外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  (5) 指定同行援護の事業は，視覚障害により，移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，外出時において，当該障害者等に同行し，移動に必要な情報の提供，移動の援護，排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  (6) 指定行動援護の事業は，利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，当該利用者が行動する際に生じ得る危険を避するために必要な援護，外出時における移動中の介護，排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  　指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は，常勤換算方法で，2.5以上となっているか。  ※従業者の要件  　次のいずれかに該当すること。  一　介護福祉士  二　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により行うことができることとされた同法第３条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第５号の指定を受けた学校又は養成施設において６月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者  三　居宅介護職員初任者研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  四　障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  旨の証明書の交付を受けた者 | 基準省令  第４条  基準省令  第５条第１項  解釈通知  第三の１の(1)  H18.9.25  538号告示  第1条第1～7  号 |
|  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
|  | | 五　重度訪問介護従事者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  六　同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成三十年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものにあっては、平成三十三年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。）  七　行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  八　平成25年３月31日において現に居宅介護職員初任者研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  九　平成25年３月31日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十　平成18年９月30日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十一　平成23年９月30日において現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十二　平成18年９月30日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十三　平成25年３月31日において現に居宅介護職員初任者研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成25年４月１日以降に修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十四　平成25年３月31日において現に障害者居宅介護従業者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成25年４月１日以降に修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十五　平成18年９月30日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成18年10月１日以降に修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十六　平成23年９月30日において現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成23年10月１日以降に修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十七　平成18年９月30日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成18年10月１日以降に修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  十八　介護職員初任者研修課程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。）を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 | | 第1条第8～9  号  第1条第10～  12号  第1条第13～  14号  第1条第15号  第1条第16号  第1条第17号  第1条第18号  第1条第22号 | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
|  | | 十八の二　生活援助従事者研修課程（介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。）を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を終了した旨の証明書の交付を受けた者  十九　平成18年３月31日において現に身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有し、都道府県から必要な知識・技術を持つと認められた者  二十　旧指定居宅介護等従業者基準第３号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第４号に掲げる全身性障害外出介護した旨の証明書の交付を受けた者  二十一　平成18年３月31日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第３号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第４号に掲げる全身性障害外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第５号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者  二十二　平成18年９月30日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第３号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第４号に掲げる全身性障害外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第５号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であって、平成18年10月１日以降に課程を修了し，修了した旨の証明書の交付を受けた者 | | 第1条第18号の２  第1条第19号  第1条第20号  第1条第21号  第1条第22号 | |
| 【同行援護・行動援護】  【共通】 | | ◎　同行援護・行動援護サービスを提供する者の実務経験サービスを提供する者に必要とされる実務経験については，業務の範囲通知のうち，知的障害者若しくは知的障害児に関するもの，知的障害者，知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（指定都市・中核市において、指定都市又は中核市の市長）が認める業務とし，併せて，従事した期間は業務の範囲通知に基づいて，１年換算して認定する。  　　　行動援護については行動援護従業者養成研修課程修  　　了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び  　　実践研修）修了者であることが必要  　　※　業務の範囲通知  　　　「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭63.２.12 社庶29号）  　◎　「常勤換算方法」  　　　当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。  (例）常勤の従業者が勤務すべき時間数40時間/週の事業所で勤務時間数20時間/週の従業者の場合  　　　 　20/40＝0.5（→常勤換算0.5人）  ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第23 条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。 | | 平18障発  第1206001  第三の1(6)①  (7)①  平18障発  第1206001  第二の2(1) | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ２　サービス提供  　　責任者  【共通】 | ◎　常勤換算方法で2.5人以上とは，職員の支援体制等を  　　考慮した最小限の員数として定められたものであ り，各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し，適切な員数の職員を確保するものとする。  　◎　勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（登録従業者）  　　についての勤務延べ時間数の算定は次の取扱いとする  　　ア　登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所については，登録従業者１人当たりの勤務時間数は，当該事業所の登録従業者に係る前年度の週当たり平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間）  　　イ　登録従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については，当該登録従業者が確実に稼動できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること（サービス提供の実態に即したものでなければならない）。  　◎　出張所等があるときは，出張所等における勤務延べ時間数も含めるものとする。  指定居宅介護事業所ごとに，常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としているか。ただし，当該者の員数については，事業の規模に応じて常勤換算方法よることができる。  　◎　サービス提供責任者の配置基準  　　ア　事業の規模に応じて１人以上の者をサービス提供責　　　任者としなければならないこととしているが，管理者　　　がサービス管理責任者を兼務することは差し支えない　　　こと。なお，これについては，最小限必要な員数とし　　　て定められたものであり，業務の実態に応じて必要な　　　員数を配置するものとする。  　　　　また，サービス提供責任者の配置基準は，以下のい　　　ずれかに該当する員数を置くこととする。  　　　ａ　当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業　　　　所における待機時間や移動時間を除く。）が450時　　　　間又はその端数を増すごとに１人以上  　　　ｂ　当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上  　　　ｃ　利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上  d　 c の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50 人又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。  　　　　　この場合次の点に留意する必要がある。  　　　　　・ 　「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、１月あたり30 時間以内であること。  　　　　　・　 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。 | 平18障発  第1206001  第三の1(1)①  平18障発  第1206001  第三の1(1)② |
|
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ・　居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること  ・　利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること  ・　利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること  　　　　　　　この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、イの規定に関わらず、別表５に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。  イ　事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが，その具体的取扱いは次のとおりとする。なお，サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については，当該事業所における勤務時間が，当該事業所に置いて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は，32時間を基本とする。)の２分の１以上に達している者でなければならない。  　　　ａ　上記アのａ，ｂ又はcに基づき，１人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については，常勤換算方法によることができる。  　　　　　この場合において，配置すべきサービス提供責任者の員数は，常勤換算方法で，当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数(小数点第１位に切り上げた数)又は従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）以上とする。  　　　ｂ　ａに基づき，常勤換算方法によることとする事業所については，上記アのａ，ｂ又はｃに基づき算出されるサービス提供責任者から１を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。  　　　ｃ　上記アのａ，ｂ又はcに基づき，６人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については，上記アのａ,ｂ又はcに基づき算出される  　　　　 サービス提供責任者の数に２を乗じて３で除して得られた数(一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。  　　　　　従って，具体例を示すと別表ａ～ｃに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。  　　ウ　事業の規模については，前３月の平均値を用いる。　　　　この場合，前３月の平均値は，歴月ごとの数を合算し　　３で除して得た数とする。なお，新たに事業を開始し又　　は再開した事業所においては，適切な方法により推定す　　るものとする。  　エ　当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち，通院等介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については，0.1人として計算する。 |  |

【居宅介護】【同行援護】【行動援護】

サービス提供責任者の配置基準 　以下ａからｃのいずれかに合致すること

ａ　当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が

450時間又はその端数を増すごとに１人以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月間延べｻｰﾋﾞｽ提供時間 | 置かなければならない常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 |
| 450時間以下  450時間超900時間以下  900時間超1,350時間以下  1,350時間長1,800時間以下  1,800時間超2,250時間以下  2,250時間超2,700時間以下  2,700時間超3,150時間以下  3,150時間超3,,600時間以下  3,600時間超4,050時間以下  4,050時間超4,500時間以下 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０ | １  １  ２  ３  ４  ４  ５  ６  ６  ７ |

ｂ　当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者の数 | 置かなければならない常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 |
| 10人以下  11人以上20人以下  21人以上30人以下  31人以上40人以下  41人以上50人以下  51人以上60人以下  61人以上70人以下  71人以上80人以下  81人以上90人以下  91人以上100人以下 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０ | １  １  ２  ３  ４  ４  ５  ６  ６  ７ |

ｃ　利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | 置かなければならない常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 |
| 40人以下  41人以上80人以下  81人以上120人以下  121人以上160人以下  161人以上200人以下  201人以上240人以下  241人以上280人以下  281人以上320人以下  321人以上360人以下  361人以上400人以下 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０ | １  １  ２  ３  ４  ４  ５  ６  ６  ７ |
|  |  |
|  |

別表５

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | dに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 50 人以下  51 人以上100 人以下  101 人以上150 人以下  151 人以上200 人以下  201 人以上250 人以下  251 人以上300 人以下  301 人以上350 人以下  351 人以上400 人以下  401 人以上450 人以下  451 人以上500 人以下  501 人以上550 人以下  551 人以上600 人以下  601 人以上650 人以下 | ３  　　　　　　３  　　　　　　３  　　　　　　４  　　　　　　５  　　　　　　６  　　　　　　７  　　　　　　８  　　　　　　９  　　　　　１０  　　　　　１１  　　　　　１２  　　　　　１３ | ３  ３  ３  ３  ４  ４  ５  ６  ６  ７  ８  ８  ９ |

　当該指定居宅介護事業者が，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け，かつ，指定居宅介護の事業と重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合は，その一体的に運営している事業の規模に応じて，常勤換算方法によりサービス管理責任者の員数を算定する。

（平18厚令171第5条第2項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 【重度訪問介護】 | ◎　サービス提供責任者の配置基準  　　ア　事業の規模に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが，管理者がサービス管理責任者を兼務することは差し支えないこと。なお，これについては，最小限必要な員数として定められたものであり，業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。  　　　　また，サービス提供責任者の配置基準は，以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。  　　　ａ　当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業　　　　所における待機時間や移動時間を除く。)が1,000時 間又はその端数を増すごとに１人以上  　　　ｂ　当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに１人以上  　　　ｃ　当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上  イ　事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが，その具体的取扱いは次のとおりとする。なお，サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については，当該事業所における勤務時間が，当該事業所に置いて定められている常勤の従業者が勤務すべき数(32時間を下回る場合は，32時間を基本とする。)の２分の１以上に達している者でなければならない。  ａ　上記アのａ，ｂ及びｃに基づき，１人を超えるサ  ービス提供責任者を配置しなければならない事業所については，常勤換算方法によることができる。  　　　 この場合において，配置すべきサービス提供責任者の員数は，常勤換算方法で，当該事業所の月間の延べサービス提供時間を1,000で除して得られた数  (小数点第一位に切り上げた数)，従業者の数を20で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数）又は利用者の数を５で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)以上とする。  ｂ　ａに基づき，常勤換算方法によることとする事業所については，上記アのａ，ｂ又はｃに基づき算出されるサービス提供責任者から１を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。  ｃ　上記アのａ，ｂ又はｃに基づき，６人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については，上記アのａ，ｂ又はｃに基づき算出されるサービス提供責任者の数に２を乗じて３で除して得られた数(１の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。  したがって，具体例を示すと下表aからcに示す常勤算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービ提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 | 平18障発  第1206001  第三の1(5)① |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| <資格要件>  【共通】　　 Ⅰ | ◎　サービス提供責任者については，次のいずれかに該当  　する常勤の従業者から選任すること。  　　ア　介護福祉士  　　イ　実務者研修修了者  　　ウ　介護保険施行規則（平11厚令第36号）第22条の23  　　　　第１項に規定する介護職員基礎研修を修了した者  　　エ　居宅介護従業者養成研修の１級課程を修了した者  　　オ　居宅介護従業者養成研修の２級課程を修了した者  　　　であって３年以上介護等の業務に従事した者  　　　　なお，介護保険上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても，アからエまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。  　　<同行援護については下記Ⅲを，行動援護については，  　　下記Ⅳを満たす必要があることに注意> | 平18障発  第1206001  第三の1(2)② |

【重度訪問介護】

サービスス提供責任者の配置基準

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の数 | 置かなければならない常  勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 |

以下a～ｃのいずれかに合致すること

ａ　当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く｡)が1,000

　時間又はその端数を増すごとに１人以上

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 月間延べｻｰﾋﾞｽ提供時間 | 置かなければならない常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 |
| 1,000時間以下  1,000時間以上2,000時間以下 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０ | １  １  ２  ３  ４  ４  ５  ６  ６  ７ |
|  | 2,000時間以上3,000時間以下  3,000時間以上4,000時間以下  4,000時間以上5,000時間以下  5,000時間以上6,000時間以下  6,000時間以上7,000時間以下  7,000時間以上8,000時間以下  8,000時間以上9,000時間以下  9,000時間以上10,000時間以下 |
|  |

ｂ　当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに１人以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者の数 | 置かなければならない常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 |
| 20人以下  21人以上40人以下  41人以上60人以下  61人以上80人以下  81人以上100人以下  101人以上120人以下  121人以上140人以下  141人以上160人以下  161人以上180人以下  181人以上200人以下 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０ | １  １  ２  ３  ４  ４  ５  ６  ６  ７ |

ｃ　当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者の数 | 置かなければならない常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 | 常勤換算方法を採用  する事業所で必要となる  常勤のｻｰﾋﾞｽ提供責任者数 |
| 10人以下  11人以上20人以下  21人以上30人以下  31人以上40人以下  41人以上50人以下  51人以上60人以下  61人以上70人以下  71人以上80人以下  81人以上90人以下  91人以上100人以下 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０ | １  １  ２  ３  ４  ４  ５  ６  ６  ７ |

　当該指定居宅介護事業者が，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け，かつ，指定居宅介護の事業と重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合は，その一体的に運営している事業の規模に応じて，常勤換算方法によりサービス管理責任者の員数を算定する。

（平18厚令171第5条第2項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 |  |
| 【共通】Ⅱ  【同行援護】Ⅲ  【行動援護】 Ⅳ | ◎　居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって，３年以上介護等の業務に従事したものをサービ  ス提供責任者とする 取扱いは暫定的なものであることから，指定居宅介護事業者は，できる限り早期に，これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ，又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。  ◎　サービス提供責任者の資格要件  　　指定同行援護事業所のサービス提供責任者は，次の①  　及び②の要件を満たすものであって③の要件を満たすものとする。  　①　上記Ⅰのアからオに掲げる者（介護保険上のサー　　　ビス提供責任者の選任要件に該当する者を含む。）  　②　同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)  　③　国立リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者も資格要件として認められる。  ◎　サービス提供責任者の資格要件  　　指定行動援護事業所のサービス提供責任者は，行動援　護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの，知的障害者，知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし，併せて，従事した期間は，業務の範囲通知に基づいて３年に換算して認定するものとする。  　（ただし、平成33 年３月31日までの間に限り、<資格要件>【共通】のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に５年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）  ◎　「常勤」とは，当該事業所における勤務時間が，当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が，32時間を下回る場合は，32時間を基本とする。）に達していることをいう。  ◎　「専ら従事する」とは，原則としてサービス提供時 間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは，従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり，当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 | 平18障発  第1206001  第三の1(2)④  平18障発  第1206001  第三の1(6)②  平18障発  第1206001  第三の1(7)② |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |
| 【共通】  ３　管理者  【共通】  ４　人員の特例要件 | 指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし，指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することは差し支えない。）  　◎　人員の特例要件について  　　ア　指定居宅介護事業者が，指定重度訪問介護，指定  　 同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件  　　　(ｱ) 従業者（ホームヘルパー）  　　　　　当該事業所に置くべき従業者の員数は，一の指  　　　　定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者，指定重度訪問介護事業者，指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち３つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）  　 　(ｲ) サービス提供責任者  　　　　　当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，指定重度訪問介護，指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて１以上で足りるものとする。(指定居宅介護事業者，指定重度訪問介護事業者，指定同行援護及び指定行動援護事業者のうち３つ以上の指定を受ける場合も同様とする。)  　　　　様とする)  　　　　　ただし，指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護，指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は，次のａｂいずれかに該当する員数を置くこととする。（指定居宅介護事業者，指定重度訪問介護事業者，指定同行援護及び指定行動援護事業者の３つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）  　　　　ａ　平18障発第1206001第三の１(2)①（居宅介護，同行援護，行動援護のサービス提供責任者の配置基準）の基準のいずれかに該当する員数（ただし、２サービス提供責任者【共通】アのｃ又はd によりサービス提供責任者の員数を算出する場合においては、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上」、「指定重度訪問介護の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに１人以上」に読み替えて算出することができるものとする。）  vvv    1 | 平18障発  第1206001  第二の2(3)  平18障発  第1206001  第二の2(4)  平18厚令171  第6条  平18障発  第1206001  第三の1(8) |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 |
|
|  |  | ｂ　指定居宅介護，指定同行援護又は指定行動援護については，平18障発第1206001第三の１(2)①（居宅介護，同行援護，行動援護のサービス提供責任者の配置基準）の基準のいずれかに該当する員数，指定重度訪問介護については，平18障発第1206001第三の１(5)①(重度訪問介護のサービス提供責任者の配置基準)の基準のいずれかに該当する員数，のそれぞれを合計した員数（ただし，平18障発第1206001第三の１(5)ｂ(従業者の割合により算出する場合)の基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は，「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに１人以上」に読み替えて算出するものとする。  　　　　　 この場合において，指定重度訪問介護と指定居宅介護，指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については，平18障発第1206001第三の１(2)①アｂ（居宅介護，同行援護，行動援護のサービス提供責任者について、従業者の割合により算出する場合）の基準を適用し員数を算出した上で，「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに１人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。）  　　　(ｳ) 管理者  　　　　　当該事業所に置くべき管理者が，指定重度訪問介護事業所，指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上）  　　　　なお，(ｱ)から(ｳ)までの取扱いについては，指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護，指定同行援護又は指定行動援護を，指定同行援護事業者が指定居宅介護，指定重度訪問介護又は指定行動援護を，指定行動援護事業者が指定居宅介護，指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。  　イ　介護保険との関係  　　　　介護保険法による指定訪問介護の事業又は第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第５条による改正前の介護保険法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業を行う者が，指定居宅介護,指定重度訪問介護，指定同行援護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は，指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって，指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し指定を行って差し支えないものとする。    　　　　この場合において，当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，次の①②いずれかに該当する員数を置くものとする。 | |  |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 | |
|  |
|  | ①　当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上（平成25年３月末日までの間において，当該事業所が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）の規定による改正前の基準により指定訪問介護等のサービス提供責任者の必要となる員数を計算している場合については，「利用者数」を「サービス提供時間数又は従業者の数」と読み替える。） 指定重度訪問介護については，「サービス提供責任者の配置基準」のアのａの基準を適用し，員数を算出するものとする。  　　　②　指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上 なお，指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えな  　　　　い。  　 ウ　移動支援事業との兼務について  サービス提供責任者は、サービス提供責任者の資格要件に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第５条第26項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。  指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業者に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じてサービス管理責任者の配置基準のいずれかにより算出し、１以上で足りるものとする。  なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。  また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。 |  | |
| 第３　設備に関する  　基準  設備及び備品等 | 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定め  る指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。  　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか，指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。  　◎　間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は，他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 | 法第43条第2  項  平18厚令171  第8条第1項  平18障発  第1206001第三の2(1) | |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 | |
| 第４　運営に関す  　る基準  １　内容及び手続の  　説明及び同意 | なお，区分がされていなくても業務に支障がないと  　　きは，指定居宅介護の事業を行うための区間が明確に  　　特定されていれば足りるものとする。  　◎　事務室又は区画については，利用申込の受付，相談  　　等に対応するのに適切なスペースを確保すること。  　◎　指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保すること。  　　　特に，手指を洗浄するための設備等感染予防に必要  　　な設備等に配慮すること。  　　　ただし，他の事業所，施設等と同一敷地内にある場  　　合であって，指定居宅介護の事業又は当該他の事業所，施設等の運営に支障がない場合は，当該他の事業所，施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。    (1) 指定居宅介護事業者は，支給決定障害者等が指定居宅　介護の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に　係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用　申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  　◎　記載事項は次のとおり  　　①　運営規程の概要　　②　従業者の勤務体制  　　③　事故発生時の対応　④　苦情処理の体制  ⑤　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　等    ◎　利用者の障害の特性に応じ，適切に配慮されたわか  　　りやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い，当該事業所からサービス提供を受けることにつき，当該利用申込者の同意を得ること。  　　　また，利用者及び事業者双方の保護の立場から書面  　　によって確認することが望ましい。  (2) 指定居宅介護事業者は，社会福祉法第77条の規定に基  　づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応  　じた適切な配慮をしているか。  　◎①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  　　②当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容  　　③当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　　④指定居宅介護の提供開始年月日  ⑤指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること | 平18障発第  1206001  第三の2(2)  平18障発第  1206001  第三の2(3)  法第43条第2  項  平18厚令171  第9条第1項  平18障発  第1206001  第三の3(1)  平18厚令171  第9条第2項  平18障発  第1206001  第三の3(1) | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |
| ２　契約支給量の報  　告等  ３　提供拒否の禁止  ４　連絡調整に対す  　る協力  ５　サービス提供困  　難時の対応 | (1) 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を提供するとき  　は，当該指定居宅介護の内容，契約支給量，その他の必  　要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受  　給者証に記載しているか。  　◎　受給者証記載事項  　　ア　当該事業者及びその事業所の名称  　　イ　当該指定居宅介護の内容  　　ウ　月あたりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）  　　エ　契約日　等  　◎　契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合はその年月日を，月途中で提供が終了した場合は当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載すること。  (2) 契約支給量の総量は，当該支給決定障害者等の支給量  　を超えていないか。  (3) 指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約  をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を  　市町村に対し遅滞なく報告しているか。  (4) 指定居宅介護事業者は，受給者証記載事項に変更があ  　った場合に，(1)から(3)に準じて取り扱っているか  指定居宅介護事業者は，正当な理由がなく指定居宅介護  の提供を拒んでいないか。  　◎　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合  　　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  　　②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　　③　当該事業所の運営規定において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合  　　④　入院治療が必要な場合  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の利用について市  町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の通常の事  業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指  定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は，  適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 平18厚令171  第10条第1項  平18障発  第1206001  第三の3(2)  平18厚令171  第10条第2項  平18厚令171  第10条第3項  平18厚令171  第10条第4項  平18厚令171  第11条  平18障発  第1206001  第三の3(3)  平18厚令171  第12条  平18厚令171  第13条 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |  |  |
| 12　指定居宅介護事  　業者が支給決定障  　害者等に求めるこ  　とのできる金銭の  　支払の範囲等  13　利用者負担額等  　の受領 | (1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  　◎　曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできない。  　　利用者の直接便益を向上させるものについては，次  　　の要件を満たす場合に利用者等に金銭の支払いを求めることは差し支えない。  　　ア　指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  　　イ　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支払  　　　を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。（ただし，13の(1)から(3)までに掲げる支払については，この限りでない。）  (1) 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 指定居宅介護事業者は，法定代理受領を行わない指定  　居宅介護を提供した際は，支給決定障害者等から当該指  　定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  (3) 指定居宅介護事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額  　のほか，支給決定障害者等の選定により通常の事業の実  　施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に，支給決定障害者等から受けることのできる，それに要した交通費の額の支払いを受けているか。  (4) 指定居宅介護事業者は，(1)から(3)までに掲げる費用  　の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当  　該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  (5) 指定居宅介護事業者は，(3)の費用に係るサービスの提  　供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者等に対し，  　当該サービスの内容および費用について説明を行い，支  　給決定障害者等の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第20条第1項  平18障発  第1206001  第三の3(10)  平18厚令171  第20条第2項  平18厚令171  第21条第1項  平18厚令171  第21条第2項  平18厚令171  第21条第3項  平18厚令171  第21条第4項  平18厚令171  第21条第5項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 14　利用者負担額に  　係る管理  15　介護給付費の額  　に係る通知等  16　指定居宅介護の  　基本取扱方針  17　指定居宅介護　の具体的取扱方針 | 指定居宅介護事業者は，支給決定障害者等の依頼を受け  て当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　この場合において，当該指定居宅介護事業者は，利用者  負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定  障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (1) 指定居宅介護事業者は，法定代理受領により市町村か  　ら指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。  (2) 指定居宅介護事業者は，法定代理受領を行わない指定  　居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は，その提供し  　た指定居宅介護の内容，費用の額その他必要と認められ  　る事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  (1) 指定居宅介護は，利用者が居宅において自立した日常  　生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者  　の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。  (2) 指定居宅介護事業者は，その提供する指定居宅介護の  　質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  　◎　目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに，居宅介護計画の見直しを行うなどその改善を図らなければならない。  指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は，次に掲げるところとなっているか。  　①　指定居宅介護の提供に当たっては，居宅介護計画に  基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。  　②　指定居宅介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行う  　　ことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービス  　　の提供方法等について，理解しやすいように説明を行  　　っているか。  　③　指定居宅介護の提供に当たっては，介護技術の進歩  　　に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を  　　行っているか。  　　◎　常に新しい技術を習得する等，研鑽を行うこと。 | 平18厚令171  第22条  平18厚令171  第23条第1項  平18厚令171  第23条第2項  平18厚令171  第24条第1項  平18厚令171  第24条第2項  平18障発  第1206001  第三の3(14)  平18厚令171  第25条  平18厚令171  第25条第1号  平18厚令171  第25条第2号  平18厚令171  第25条第3号  平18障発第  1206001  第三の3(15) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 18　居宅介護計画の作成 | ④　常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等  　　の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，適  　　切な相談及び助言を行っているか  (1) サービス提供責任者は，利用者又は障害児の保護者の  　日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて，具体的なサ  　ービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。  ◎　作成に当たっては，利用者の状況を把握・分析し，　居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかに　し（アセスメント），これに基づき，援助の方向性や　目標を明確にし，担当する従業者の氏名，従業者が提　供するサービスの具体的内容，所要時間，日程等を明　らかにするものとする。なお，居宅介護計画の様式に　ついては，各事業所ごとに定めるもので差し支えな　　い。  　◎　派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから，居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては，派遣される従業者の種別についても記載すること。  　◎　サービス提供責任者は，指定特定相談支援事業者等  　　が作成したサービス等利用計画を踏まえて，当該指定  　　居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め，居宅介護計画の原案を作成し，居宅介護計画に基づく支援を実施すること。  (2) サービス提供責任者は，居宅介護計画を作成した際は，利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに，当該居宅介護計画を交付しているか。  (3) サービス提供責任者は，居宅介護計画作成後において　も当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い，必要に応  　じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。  　◎　サービス提供責任者は，他の従業者の行うサービス  　　が　居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに，助言，指導等必要な管理を行わなければならない。  　◎　当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が，実際のサービス提供と合致しない場合には，速やかに居宅介護計画の見直し，変更を行うことが必要であること。  　◎　居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり，かつ，これが継続する場合は，当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。  (4) 居宅介護計画に変更のあった場合，(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171  第25条第4号  平18厚令171  第26条第1項  平18障発  第1206001  第三の3(16)  ②  平18障発  第1031001  第二の2(1)①  平18障発  第1206001  第三の3(16)  平18厚令171  第26条第2項  平18厚令171  第26条第3項  平18障発  第1206001  第三の3(16)  ④  平18障発  第1031001  第二の2(1)①  平18障発  第1031001  第二の2(1)②  平18厚令171  第26条第4項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 19　同居家族に対　するサービス提供の禁止  20　緊急時等の対応  21　支給決定障害者等に関する市町村への通知  22　管理者及びサービス提供責任者の責務  23　運営規程 | 指定居宅介護事業者は，従業者に，その同居の家族であ  る利用者に対する居宅介護の提供をさせてはいないか。  　従業者は，現に指定居宅介護の提供を行っているときに  利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速  やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を受けている支給  決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  (1) 指定居宅介護事業所の管理者は，当該指定居宅介護事  　業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。  (2) 指定居宅介護事業所の管理者は，当該指定居宅介護事  　業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号（指定障  　害福祉サービス基準）第２章の規定を遵守させるため必  　要な指揮命令を行っているか。  (3) サービス提供責任者は，18に規定する業務のほか，指  　定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整，従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次  に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  　④　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  　⑤　通常の事業の実施地域  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑧　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑨　その他運営に関する重要事項  　◎「指定居宅介護の内容」とは，身体介護，通院等介助，  　　家事援助，通院等乗降介助のサービスの内容を指すも  　　のであること。  　◎　支給決定障害者等から受領する費用の額  　　　指定居宅介護に係る利用者負担額のほかに，13（３）  　　に規定する額を指すものであること  　◎　通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定  　　されるものとすること。 | 平18厚令171  第27条  平18厚令171  第28条  平18厚令171  第29条  平18厚令171  第30条第1項  平18厚令171  第30条第2項  平18厚令171  第30条第3項  平18厚令171  第31条  平18障発  第1206001  第三の3(20) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 24　介護等の総合的な提供  【居宅介護・重度訪問介護】  25　勤務体制の確 保等  26　衛生管理等 | なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る  　　調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサ  　　ービスが行われることを妨げるものではないものであること。  　◎　虐待の防止のための措置に関する事項  　　　居宅介護における「虐待の防止のための措置」につ  　　いては，「障害者(児)施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号通知）に準じた取扱いをすることとし，指定居宅介護事業者は，利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について，あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には，  　　ア　虐待の防止に関する責任者の選定  　　イ　成年後見制度の利用支援  　　ウ　苦情解決体制の整備  　　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するため  　　　の研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指す  　　　ものであること。  指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の提供に当たって  は入浴，排せつ，食事等の介護又は調理，洗濯，掃除等の  家事を常に総合的に提供するものとし，特定の援助に偏る  ことはないか。  　◎「偏ること」とは，特定のサービス行為のみを専ら行  　うことはもちろん，特定のサービス行為に係るサービス  　提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば，これに該当するものである。  (1) 指定居宅介護事業者は，利用者に対し，適切な指定居  　宅介護を提供できるよう，指定居宅介護事業所ごとに，  　従業者の勤務体制を定めているか。  　◎　原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者につい  　　ては，日々の勤務時間，職務の内容，常勤・非常勤の  　　別，管理者との兼務関係，サービス提供責任者である  　　旨等を明確にすることを定めたものであること。  (2) 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに当  　該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。  　◎　指定居宅介護事業所の従業者とは，雇用契約その他  　　の契約により，当該事業所の管理者の指揮命令下にあ  　　る従業者を指すものであること。  (3) 指定居宅介護事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  (1) 指定居宅介護事業者は，従業者の清潔の保持及び健康  　状態について，必要な管理を行っているか。 | 平18厚令171  第32条  平18障発  第1206001  第三の3(21)  平18厚令171  第33条第1項  平18障発  第1206001  第三の3(22)  ①  平18厚令171  第33条第2項  平18障発  第1206001  第三の3(22)  ②  平18厚令171  第33条第3項  平18厚令171  第34条第1項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 27　掲示  28 秘密保持等  29　情報の提供等  30　利益供与等の  禁止 | (2) 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の設備及  　び備品等について，衛生的な管理に努めているか。  　◎　従業者が感染源となることを予防し，また従業者を  　　感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備  　　や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の見やすい  場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利  用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  (1) 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は，正当な理  　由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘  　密を漏らしていないか。  (2) 指定居宅介護事業者は，従業者及び管理者であった者  　が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又は  　その家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を  　講じているか。  　◎　秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り  　　決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。  (3) 指定居宅介護事業者は，他の指定居宅介護事業者等に  　対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際  　は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同  　意を得ているか。  ◎　この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその  　　家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  (1) 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を利用しようと  　する者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護事業者につ  　いて広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇  　大なものとなっていないか。  (1) 指定居宅介護事業者は，一般相談支援事業若しくは特　定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか  (2) 指定居宅介護事業者は，一般相談支援事業若しくは特  　定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平18厚令171  第34条第2項  平18障発  第1206001  第三の3(23)  平18厚令171  第35条  平18厚令171  第36条第1項  平18厚令171  第36条第2項  平18障発  第1206001  第三の3(24)  ②  平18厚令171  第36条第3項  平18障発  第1206001  第三の3(24)  ③  平18厚令171  第37条第1項  平18厚令171  第37条第2項  平18厚令171  第38条第1項  平18厚令171  第38条第2項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 31　苦情解決 | (1) 指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に　関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に　対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置す　る等の必要な措置を講じているか。  　◎　当該措置の概要については，利用申込者にサービス  　　の内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示するこ  　　とが望ましい。  (2) 指定居宅介護事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に　関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若　しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に　関し，法11条第２項の規定により都道府県知事が行う報　告若しくは指定居宅介護の提供の記録，帳簿書類その他　の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して　都道府県知事が行う調査に協力するとともに，都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に　関し，法第48条第１項の規定により都道府県知事又は市　町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出　若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (6) 指定居宅介護事業者は，都道府県知事，市町村又は市　町村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事，市町村又は市町村長に報告し  　ているか。  (7) 指定居宅介護事業者は，社会福祉法第83条に規定する　運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平18厚令171  第39条第1項  平18障発  第1206001  第三の3(26)  ①  平18厚令171  第39条第2項  平18厚令171  第39条第3項  平18厚令171  第39条第3項  第4項  平18厚令171  第39条第5項  平18厚令171  第39条第6項  平18厚令171  第39条第7項 |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |
| 32　事故発生時の  　対応  33　会計の区分  34　記録の整備  第５　変更の届出 | (1) 指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護  　の提供により事故が発生した場合は，都道府県，市町村，  　当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置  　を講じているか。  　◎　事故が発生した場合の対応方法については，あらか  　　じめ定めておくことが望ましい。  　　　また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  (2) 指定居宅介護事業者は，事故の状況及び事故に際して　採った処置について，記録しているか。  (3) 指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護　の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠  　償を速やかに行っているか。  　◎　速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入して  　　おくことが望ましい。また，事故が生じた際にはその  　　原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに経理  を区分するとともに，指定居宅介護の事業の会計をその他  の事業の会計と区分しているか。  (1) 指定居宅介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計  　に関する諸記録を整備してあるか。  (2) 指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護　の提供に関する諸記録を整備し，当該指定居宅介護を提  　供した日から５年間保存しているか。  　◎　少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年　　　間備えておかなければならない  　　①　指定居宅介護に関する記録  　　　ア　第４の11に規定する指定居宅介護の提供に係る記録  　 イ　第４の18に規定する居宅介護計画  　　　ウ　第４の31に規定する苦情の内容等に係る記録  　　②　第４の21に規定する市町村への通知に係る記録  　指定居宅介護事業者は，当該指定に係るサービス事業所  の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは，10日以内に，その旨を京都府知事に届け出ているか。  　指定居宅介護事業者は，当該指定に係るサービスの事業  を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止また休  止の日の１ヶ月前までにその旨を京都府知事に届け出ているか。 | 平18厚令171  第40条第1項  平18障発  第1206001  第三の3(27)①  平18厚令171  第40条第2項  平18厚令171  第40条第3項  平18障発  第1206001  第三の3(27)  ②，③  平18厚令171  第41条  平18厚令171  第42条第1項  平18厚令171  第42条第2項  平18障発  第1206001  第三の3(29)  法第46条第1項  2項  施行規則  第34条の23 |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 第５の２  １　共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）  ２　共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準  ３　準用  ４　共生型居宅介護事業者又は共生型重度訪問介護事業者が、同一の事業所において他のサービスを行う場合の人員の特例要件について）  ５　共生型サービスと称することについて） | 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して以下の基準を満たしているか。  一　指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。  二　共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  ・共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の従業者の員数の取扱いは、指定居宅介護と同様である。  重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して以下の基準を満たしているか。  一　指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。  二　共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  ・　共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の従業者の員数の取扱いは、指定重度訪問介護と同様である。  居宅介護の基本方針、従業者の員数、管理者、運営基準の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。  共生型居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定訪問介護の事業、第一号訪問事業又は移動支援事業を同一の事業所において行う場合及び共生型重度訪問介護事業者が、指定居宅介護、指定同行援護、指定行動援護、指定訪問介護の事業、第一号訪問事業又は移動支援事業を同一の事業所において行う場合の人員の特例の取扱いは、指定居宅介護又は指定重度訪問介護と同様（第２ ４）  地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、  ・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）の両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの  ・ 障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たして両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの  ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているものについても「共生型サービス」と称することができること。 | 基準省令  第４３条の２  解釈通知　第三　４　(1)  基準省令  第４３条の３  解釈通知　第三　４　(2)  基準省令  第４３条の４ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 第６―１  　介護給付費の算定及び取扱い  　【居宅介護】  １ 基本事項  ２　居宅介護サービ  　ス費  (1) 身体介護中心　型，通院等介助（身体介護を伴わない場合），通院等乗降介助の対象者  (2) 通院等介助（身　体介護を伴う場　合）の対象者 | 【居宅介護】  (1) 指定居宅介護に要する費用の額は，平成18年厚生労働　省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1１により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  　※　１単位の単価は，10円に事業所が所在する地域区分  　　及びサービス種類に応じて定められた割合(別表１)を乗じて得た額とする。なお，平成24年度からの地域区分の見直しに当たっては，平成24年度から平成26年度の３年間は経過措置を設け，平成27年度から完全施行とさする。  　　（全ての障害福祉サービスについて共通）  (2) (1)の規定により，指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  　居宅における身体介護が中心である場合，通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については，区分1以上に該当する利用者に対して，第２の１に規定する指定居宅介護事業所（基準該当及び共生型を含む。以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者が第１の(3)に規定する指定居宅介護を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  　通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に  ついては，次の①及び②のいずれにも該当する心身の状態  （障害児にあっては，これに相当する心身の状態）にある  利用者に対して，通院等介助（身体介護を伴う場合）が中  心である指定居宅介護を行った場合に，所定単位数を算定  しているか。  　①　区分２以上に該当していること。  　②　平成18年厚生労働省令第40号「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一の認定調査票における次のイからホまでに掲げる調査項目のいずれかについて，それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。  　　イ　歩行　「全面的な支援が必要」  　　ロ　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  　　ハ　移動　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  　　ニ　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支  援が必要」「2．見守り等」  　　ホ　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支  援が必要」 | 法第29条第3  項  平18厚告523  一  平18厚告539  平18厚告539  平18厚告523  二  平18厚告523  別表第1の1  の  注1  平18厚告523  別表第1の1  の  注2  平18厚令40  別表第一 |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (3) 家事援助中心型の対象者  (4) 所要時間の取扱い | 家事援助が中心である場合については，区分1以上に該  当する利用者のうち，単身の世帯に属する利用者又は家族  若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって，  当該家族等の障害，疾病等の理由により，当該利用者又は  当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して，  家事援助（調理，洗濯，掃除等の家事の援助であって，こ  れを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  　◎　家族等の障害，疾病がない場合であっても，同様の  　　やむを得ない事情により，家事が困難な場合を含む。  　居宅介護従業者が，指定居宅介護を行った場合に，現に  要した時間ではなく，居宅介護計画に位置付けられた内容  の指定居宅介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　◎　居宅介護の提供に当たっては，指定障害福祉サービ  　　ス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。  　　　実際に要した時間により算定されるのではなく，当  　　該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護に要する時間に基づき算定されることに留意する必要  　　がある。  　なお，当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内  　　容や提供時間が，実際のサービス提供と合致しない場  　　合には，速やかに居宅介護計画の見直し，変更を行う  　　ことが必要であること。  　◎　１日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては，  　　概ね２時間以上の間隔を空けること。  　　　また，別のサービス類型を使う場合は，間隔が２時  　　間未満の場合もあり得るが，身体介護中心型を30分，  　　連続して家事援助中心型を30分，さらに連続して身体  　　介護中心型を算定するなど，別のサービス類型を組み  　　合わせることにより高い単価を複数回算定すること  　　は，単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり，  　　この場合，前後の身体介護を１回として算定する。  　　　なお，身体の状況等により，短時間の間隔で短時間  　　の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や，別の事業者の提供する居宅介護との間隔が２時間未満である場合はこの限りではない。  　◎　１人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も，１回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。  　◎　「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要  　　時間は20分程度以上とする。ただし，夜間，深夜及び  　　早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあってはこの限りでない。所要時間とは，実際に居宅介護を行った時間をいうものであり，居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。 | 平18厚告523  第1の1の注  3  平18障発  第1031001  第二の2(1)④  平18厚告523  別表第1の1  の  注4  平18障発  第1031001  第二の2(1)①  平18障発  第1031001  第二の2(1)③  （一）  平18障発  第1031001  第二の2(1)③  （二）  平18障発  第1031001  第二の2(1)③  （三） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (5) 身体介護中心 型の算定  <重度訪問介護研修修了者> | 居宅における身体介護が中心である場合については，平  成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」  の一に定める者が，居宅における身体介護（入浴，排せつ，  食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行っ  た場合に，所定単位数を算定しているか。  　ただし，次の①又は②に掲げる場合にあっては，所定単  位数に代えて，それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定し  ているか。  ※　「厚生労働大臣が定める者」の一  　　・　介護福祉士  　・　実務者研修修了者（社会福祉士及び介護福祉士法  の指定を受けた学校又は養成施設で１ヶ月以上研修を受けたもの）  　・　居宅介護職員初任者研修修了者（知事が相当する  ものとして認める研修課程修了者  　・　介護保険法施行令で定める研修課程修了者  ①　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が　　定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が  　　中心である指定居宅介護を行った場合  　　　所定単位数の100分の70に相当する単位数  ※　「厚生労働大臣が定める者」の二  　　・　居宅介護従業者基礎研修修了者（知事が相当する  ものとして認める研修課程修了者を含む。）  　　・　実務経験を有する者（平成18年３月31日におい  　　　て身体障害者居宅介護等事業，知的障害者居宅介護  　　　等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって，都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）  　②　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が  　　定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が  　　中心である指定居宅介護を行った場合  　　　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ，それぞれイ  　　　又はロに掲げる単位数  　　イ　所要時間3時間未満の場合  　　　　平18厚告523別表第２の１（重度訪問介護サービ  　　　　ス費）に規定する所定単位数  　　ロ　所要時間３時間以上の場合  　　　　629単位に所要時間３時間から計算して所要時間  　　　30分を増すごとに83単位を加算した単位数  　※　「厚生労働大臣が定める者」の四  　・　重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（知事が相当するものとして認める研修課程修了者を含む。）  （以下「重度訪問介護研修修了者」）であって，身体  障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 | 平18厚告523  別表第1の1の  注5  平18厚告548  一  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑨  （一）ｱ  平18厚告523  別表第1の1の  注5(1)  平18厚告548  二  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑨  （一） ｲ  平18厚告523  別表第1の1の注5(2)  平18厚告523  別表第2の1  平18厚告548  四  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑨  （一）ｳ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　資格要件に係る減算等の取扱い  　　　居宅介護従業者の資格要件については，居宅介護が  　　短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ，初任者養成研修課程修了者等を基本とし，基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお，重度訪問介護研修修了者は，専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから，重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては，早朝・深夜帯や年末年始などにおいて，一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとすること。  　◎　計画と異なる種別の従業者による場合  　　　次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。  　　ア　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に，事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合  　　　（ⅰ）基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修  了者が派遣される場合  　　　　　　 基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数  　　　（ⅱ）重度訪問介護研修修了者であって身体障害者  　　　　　の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合  　　　　　 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数  　　イ　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に，事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合  　　　（ⅰ）基礎研修課程修了者等が派遣される場合  　　　　　　基礎研修課程修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数  　　　（ⅱ）重度訪問介護研修修了者であって身体障害者  　　　　 の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合  　　　　 　 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数  　　ウ　居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に，事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合  　　　　重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の  　　　　直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑨  （六）  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑩  （一） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (6) 通院等介助（体  介護を伴う場合）が  中心である場合の算  定  〈１･２級ヘルパー等〉  〈３級ヘルパー等及び旧外出介護研修  修了者〉 | 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に  ついては，平成18年厚生別労働省告示第548号「厚生労働  大臣が定める者」の一に定める者が，通院等介助（身体介  護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に，所定単位数を算定しているか。ただし，次の①又は②に掲げる場合にあっては，所定単位数に代えて，それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  ※　「厚生労働大臣が定める者」の一  ・ 介護福祉士  ・　実務者研修修了者（社会福祉士及び介護福祉士法の指定を受けた学校又は養成施設で１ヶ月以上研修を受けたもの）  　　・　居宅介護職員初任者研修修了者（知事が相当する  ものとして認める研修課程修了者  　　・　介護保険法施行令で定める研修課程修了者  　①　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を　　伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合  　　　所定単位数の100分の70に相当する単位数  ※　「厚生労働大臣が定める者」の三  　　・　居宅介護従業者基礎研修課程修了者(相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。）  　　・　廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修，全  　　　身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者  　　　外出介護従業者養成研修課程修了者(これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し，当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。）（以下「旧外出介護研修修了者」という。）  　②　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が  　　定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を  　　伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合  　　　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ，それぞれイ  　　又はロに掲げる単位数  　　　イ　所要時間３時間未満の場合  　　　　　平18厚告523別表第２の１（重度訪問介護サー  　　　　ビス費）に規定する所定単位数  　　　ロ　所要時間３時間以上の場合  　　　　　629単位に所要時間３時間から計算して所要時  　　　　間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 | 平18厚告523  表第1の1の  注6  平18厚告548  一  平18厚告523  表第1の1の  注6(1)  平18厚告548  三  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑨  （二）ｲ  平18厚告523  表第1の1の  注6(2) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 〈重度訪問介護研修修了者〉  (7) 家事援助が中心である場合の算定  〈１･２級ヘルパー等〉  <３級ヘルパー等及び重度訪問介護研修修了者> | ※　「厚生労働大臣が定める者」の四  　・　重度訪問介護研修修了者であって，身体障害者の  　　　直接支援業務の従事経験を有する者  　◎　資格要件に係る減算等の取扱い  　　　(5)「身体介護中心型の算定」の「◎　資格要件に係る減算等の取扱い」を参照すること。  　◎　「通院等介助」の利用目的  　　　病院への通院等を行う場合，公的手続又は障害福祉  　　サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合，指定地域移行支援事業所，指定地域定着支事業所，指定特定相談支援事業所又は指定特定障害児相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが，相談の結果，見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含む。  　◎　計画と異なる種別の従業者による場合  　　　(5)「身体介護中心型の算定」の「◎　計画と異なる種別の従業者による場合」を参照すること。  　家事援助が中心である場合については，平成18年厚生労  働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定め  る者が，家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合  に，所定単位数を算定しているか。  　ただし，平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指  定居宅介護を行った場合にあっては，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  　※　「厚生労働大臣が定める者」の一  ・　介護福祉士  ・　実務者研修修了者（社会福祉士及び介護福祉士法の指定を受けた学校又は養成施設で１ヶ月以上研修を受けたもの）  　　・　居宅介護職員初任者研修修了者（知事が相当する  ものとして認める研修課程修了者  　　・　介護保険法施行令で定める研修課程修了者  　　・　介護職員初任者研修課程修了者  　　・　生活援助従事者研修課程修了者  ※　「厚生労働大臣が定める者」の五  　　・ ３級ヘルパー等  　　・　重度訪問介護研修修了者  　◎　資格要件に係る減算等の取扱い  　　ア　初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する生活援助従事者研修課程修了者（以下「生活援助従事者研修修了者」という。）→「所定単位数」 | 平18厚告548  四  平18厚告523  別表第2の1  平18厚告548  四  平18障発第  1031001  第二の2(1)⑤  平18障発第  1031001  第二の2(1)⑩  （一）  平18厚告523  表第1の1の  注7  平18厚告548  一  平18厚告548  五  18障発  第1031001  第二の2(1)⑨  （三） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (8) 通院等介助（身  　体介護を伴わない  　場合）が中心であ  　る場合の算定  <１・２級ヘルパー>  <３級ヘルパー等，重度訪問介護研修修了者及び旧 外出介護研修修了者> | イ　基礎研修課程修了者及び重度訪問介護検証修了者→「所定単位の100分の90に相当する単位数」  （５）「身体介護中心型の算定」の「◎　資格要件  　　 　に係る減算等の取扱い」を参照すること。  　◎　計画と異なる種別の従業者による場合  　　ア　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に，事業所の事情により、それ以外の従業者が派遣される場合  　　　　　基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数  　　イ　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問  介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に，事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合  　　　 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数  　通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場  合については，平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労  働大臣が定める者」の一に定める者が，通院等介助（身体  介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護行った場  合に，所定単位数を算定しているか。  　ただし，平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大  臣が定める者」の六に定める者が，通院等介助（身体介護  を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合  にあっては，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の  90に相当する単位数を算定しているか。  ※　「厚生労働大臣が定める者」の一  　 ・　介護福祉士  ・　実務者研修修了者（社会福祉士及び介護福祉士法  の指定を受けた学校又は養成施設で１ヶ月以上研修を受けたもの）  　　・　居宅介護職員初任者研修修了者（知事が相当する  ものとして認める研修課程修了者及び生活援助従事者研修修了者  　　・　介護保険法施行令で定める研修課程修了者  ・　介護職員初任者研修課程修了者  　※　「厚生労働大臣が定める者」の六  　　・　３級ヘルパー等  　　・　重度訪問介護研修修了者  　　・　旧外出介護研修修了者 | 平18厚告523  別表第1の1  の注7  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑩  （二）  平18厚告523  別表第1の1  の  注8  平18厚告548  一  平18厚告548  六 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (9) 通院等のための  　乗車又は降車の介  　助が中心である場  　合の算定  <１・２級ヘルパー>  <３級ヘルパー等，重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者> | ◎　資格要件に係る減算等の取扱い  　　　(5)「身体介護中心型の算定」の「◎　資格要件に係る減算等の取扱い」を参照すること。  　◎　「通院等介助」の利用目的  　　　(6)「通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合の算定」の「◎ 「通院等介助」の利用目的」を参照すること。  ◎　計画と異なる種別の従業者による場合  　　　(7)「家事援助が中心である場合の算定」の「◎ 計  　　画と異なる種別の従業者による場合」を参照すること。  　通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については，平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が，通院等のため，自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに，併せて，乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続，移動等の介助を行った場合に，１回につき所定単位数を算定しているか。  　ただし，平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大  臣が定める者」の六に定める者が，通院等のための乗車又  は降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  ※　「厚生労働大臣が定める者」の一  　　・　介護福祉士  　　・　実務者研修修了者（社会福祉士及び介護福祉士法  の指定を受けた学校又は養成施設で１ヶ月以上研修を受けたもの）  　　・　居宅介護職員初任者研修修了者（知事が相当する  ものとして認める研修課程修了者  　　・　介護保険法施行令で定める研修課程修了者  　※　「厚生労働大臣が定める者」の六  　　・　３級ヘルパー等  　　・　重度訪問介護研修修了者  　　・　旧外出介護研修修了者  　◎　資格要件に係る減算等の取扱い  (5)「家事援助中心型の算定」の「◎　資格要件に係る減算等の取扱い」を参照すること。    ◎　計画と異なる種別の従業者による場合  　　　(7)「家事援助が中心である場合の算定」の「◎ 計  　　画と異なる種別の従業者による場合」を参照すること。  ◎　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 → 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 | 平18障発第  1031001  第二の2(1)⑨  （六）  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑤  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑩  （二）  平18厚告523  別表第1の1  の注9  平18厚告548  一  平18厚告548  六  平18障発第1031001  第二の2(1)⑨  （六）  平18障発第1031001  第二の2(1)⑩  （二）  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑨  （三） |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 → 基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数  ◎　指定居宅介護事業者等が「通院等乗降介助」を行う  　　場合には，当該所定単位数を算定することとし，身体  　　介護中心型，通院等介助の所定単位数は算定できない。  　　　当該所定単位数を算定するに当たっては，道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお，移送行為そのもの，すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく，移送に係る経費（運賃）は評価しない。  　◎　片道につき所定単位数を算定するものであり，乗車  　　と降車のそれぞれについて区分して算定することはでない。    　◎　複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合で  　　あって，乗降時に１人の利用者に対して１対１で行う  　　場合には，それぞれ算定できるが，効率的なサービス  　　の観点から移送時間を極小化すること。  　◎　サービス行為について，それぞれ具体的に介助する  　　行為を要する。  　　　例えば，利用者の日常生活動作能力などの向上のた  　　めに，移動時，転倒しないように側について歩き，介  　　護は必要時だけで，事故がないように常に見守る場合  　　は算定対象となるが，乗降時に車両内から見守るのみ  　　では算定対象とならない。  　　　また，「自らの運転する車両への乗車又は降車の介  　　助」に加えて，「乗車前若しくは降車後の屋内外にお  　　ける移動等の介助」を行うか，又は，「通院先での受  　　診等の手続，移動等の介助」を行う場合に算定対象と  　　なるものであり，これらの移動等の介助又は受診等の  　　手続を行わない場合には算定対象とならない。  　◎　「通院等乗降介助」は，「自らの運転する車両への  　　乗車又は降車の介助」，「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続，移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり，それぞれの行為によって細かく区分し，「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば，通院等に伴いこれに関連して行われる，居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は，「通院等乗降介助」に含まれるものであり，別に「通院等介助」として算定できない。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑥  （一）  平18障発第  1031001  第二の2(1)⑥  （二）  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑥  （三）  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑥  （四）  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑥  （五） |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (9-2) 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の減算 | | なお，同一の事業所において，１人の利用者に対し  　　て複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も，１回の「通院等乗降介助」として算定し，居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。  　◎　「通院等乗降介助」を算定するに当たっては，適切  　　なアセスメントを通じて，生活全般の解決すべき課題  　　に対応した様々なサービス内容の一つとして，総合的  　　な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。  　◎　「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護が伴  　　　う場合」の区分  　　　「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相　　当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には，その所要時間に応じた「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できる。この場合には，「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。  　 （例） （乗車の介助の前に連続して）寝たきりの利用  　　　　者の更衣介助や排泄介助をした後，ベッドから車  　　　　いすへ移乗介助し，車いすを押して自動車へ移動  　　　　介助する場合。  　◎　「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分  　　「通院等乗降介助」又は「通院等介助（身体介護を伴  　　う場合）」を行うことの前後において，居宅における  　　外出に直接関連しない身体介護（入浴介助，食事介助  　　など）に30分～１時間以上を要しかつ当該身体介護が  　　中心である場合には，これらを通算した所要時間に応  　　じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。  　　　この場合には，「通院等乗降介助」及び「通院等介  　　助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数は算定でき  　　ない。なお，本取扱いは，「通院等介助（身体介護を  　　伴わない場合）」の対象者には適用しない。  別に厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者として配置している指定居宅介護事業所等において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。    ◎　居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の取扱いについて  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月６日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の第三の１の（２）の④において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである。」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け | | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑥  （六）  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑦  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑧  平18厚告523  別表第1の1  の注9の2  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑪ | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (9) 同一建物等に居住する利用者へのサービス提供に対する評価の減算-3 | | 当該暫定措置を解消することとしている。このため、指定居宅介護事業所等において、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合に居宅介護サービス費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定居宅介護事業所等は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めているか。  ※　「厚生労働大臣が定める者」  ・　居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当するものとして都道府県知事が認める研修課程修了者を含む。）  ・　介護職員初任者研修課程修了者  指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。  ◎　指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建（以下「同一敷地内建物等」という。）等に居住する利用者に対する取扱いについて  (一)　同一敷地内建物等の定義  (9-3)における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。  (二) 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。以下同じ。）の定義  ア 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 | | 平18厚告548  六の２  平18厚告523  別表第1の1  の注9の3  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑫ | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (10) 2人の居宅介　護従業者により行った場合 | | イ この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。  (三) 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。  （同一敷地内建物等該当しないものの例）  ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合  ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合  (四) (一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。  (五） 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義  ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。  イ この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。  　平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって，同時に２人  の居宅介護従業者が１人の利用者に対して指定居宅介護を行った場合に，それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護につき所定単位数を算定しているか。  ※　「厚生労働大臣が定める要件」  　　　２人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって，次のアからウまでのいずれかに該当する場合とする。  　ア　障害者等の身体的理由により１人の従業者によ介護が困難と認められる場合  　　イ　暴力行為，著しい迷惑行為，器物破損行為等が認  　　　められる場合  　　ウ　その他障害者等の状況等から判断して，ア又はイ  　　　に準ずると認められる場合 | | 平18厚告523  別表第1の1  の  注10  平18厚告546 | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (11) 夜間早朝・深  　 夜加算 | | ◎　２人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い  　　・　アに該当する場合  　　　　　体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等  　　・　イに該当する場合  　　　　　エレベーターのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等  　　・　単に安全確保のために深夜の時間帯に２人の居宅  　　　介護従業者によるサービス提供を行った場合は，利  　　　用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き，この取扱いは適用しない。    ◎　居宅介護従業者のうち１人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い  　 　 派遣された２人の居宅介護従業者のうちの１人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で，１人がそれ以外の者である場合については，基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については，基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数（当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には，それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数）を，それ以外のヘルパーについては所定単位数を，それぞれ別に算定すること。  　夜間（午後６時から午後10時まで）又は早朝（午前６時  から午前８時まで）に指定居宅介護を行った場合にあって  は，１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数  を所定単位数に加算し，深夜（午後10時から午前６時まで）  に指定居宅介護を行った場合にあっては，１回につき所定  単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算  しているか  　◎　原則として，実際にサービス提供を行った時間帯の  　　算定基準により算定される。ただし，基準額の最小単  　　位（最初の30分とする。）までは，サービス開始時刻  　　が属する時間帯の算定基準により算定すること（サー  　　ビス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には，多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること）。また，基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には，当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には，当該30分のうち，多くの時間帯の算定基準により算定すること）。なお，「家事援助」については基準額の最小単位以降の15分単位の中で時間帯をまたがる場合には，当該15分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該15分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が８分 | | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑬  (一)  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑬  （二）  平18厚告523  別表第1の1  の注11  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑭ | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (12) 特定事業所加算  <体制要件>  ①から⑤ | ８分未満である場合には，当該15分のうち多くの時間帯の算定基準により算定すること)。また「通院等乗降介助」については，サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間（運転時間を除く。）が15分未満である場合には，多くの時間（運転時間を除く。）を占める時間帯の算定基準により算定すること）。  　　　なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場  合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。  　別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定居宅介護事業所が，指定居宅介護を行った場合にあっては，当該基準に掲げる区分に従い，１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。  １ 特定事業所加算(Ⅰ)  　　 　所定単位数の100分の20に相当する単位数  ２ 特定事業所加算(Ⅱ)  　　 所定単位数の100分の10に相当する単位数  　３ 特定事業所加算(Ⅲ)  　　　 所定単位数の100分の10に相当する単位数  ４ 特定事業所加算(Ⅳ)  　　 所定単位数の100分の5に相当する単位数  (注)厚生労働大臣が定める基準  １　特定事業所加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　①　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に登録し，当該事業所から指示があった場合に，直接，当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し，指定居宅介護又は共生型居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。)に対し，サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し，当該計画に従い，研修(外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  　　◎　計画的な研修の実施  　　 　　当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を求めるとともに，居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標，内容，研修期間，実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。  ②　次に掲げる基準に従い，指定居宅介護又は共生型居宅介護が行われていること。  　　(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 | 平18厚告523  別表第1の1  の注12  平18厚告543  一  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (一)ア |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | (二) 指定居宅介護又は共生型居宅介護の提供に当たっては，サービス提供責任者が，当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し，当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに，サービス提供終了後担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。  　　◎　会議の定期的開催  　　　　サービス提供責任者が主催し，登録ヘルパーも含  　　　めて，当該事業所においてサービス提供に当たる居  　　　宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また，実施に当たっては，全員が一堂に会して開催する必要はなく，サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。  　　　　なお，利用者に対して，原則として土日，祝日，  　　　お盆，年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わ  　　　ずにサービス提供を行っている事業所においては，  　　　サービス提供責任者が従業者1人ひとりと個別に，又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。  　　　　会議の開催状況については，その概要を記録しな  　　　ければならない。なお，「定期的」とは，概ね１月  　　　に１回以上開催されている必要がある。  　　◎　文書等による指示及びサービス提供後の報告  　　　　少なくとも，次に掲げる事項について，その変化  　　　の動向を含め，記載しなければならない。  　　　　・利用者のＡＤＬや意欲  　　　　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要  　　　　望  　　　　・家族を含む環境  　　　　・前回のサービス提供時の状況  　　　　・その他サービス提供に当たって必要な事項  「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、１日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。  サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。  この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (一)イ  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (一)ウ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| <人材要件>  ⑥から⑧ | 「文書等の確実な方法」とは，直接面接しながら文書を手交する方法のほか，ＦＡＸ，メール等によることも可能である。  　　　　 また，利用者に対して，原則として土日，祝日，お盆，年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては，サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから，サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。  　 なお，居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について，サービス提供責任者は文書にて記録を保存しなければならない。  　③　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し，健康診断等を定期的に実施すること。  　　◎　定期健康診断の実施  労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて，少なくとも１年以内ごとに１回事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。  　④　本主眼事項第４の23⑥に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。  　　◎　当該事業所における緊急時等の対応方針，緊急時　　　の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し，説明を行うものとする。なお，交付すべき文書については，重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。  　⑤　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し，熟練した居宅介護従業者の同行よる研修を実施していること。  　　◎　サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し，適切な介護を提供できる者であり，かつ当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が，新規に採用した従業者に対し適切な指導を行うものとする。  ⑥　当該居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは介護福祉士，実務者研修修了者，介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前３月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者による | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (一)エ  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (一)オ  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (一)カ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | サービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。  　　◎　上記割合については，前年度(３月を除く｡)又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について，常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。  　　　　なお，介護福祉士，実務者研修修了者,又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者とは，各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。  　看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、⑥の要件に含むものとする。  　　 また、⑥の「常勤の居宅介護従業者」とは、サー  ビス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。  　　　　なお，常勤の居宅介護従業者とは，事業所で定め  　　　た勤務時間(１週間に勤務すべき時間数が32時間を　　　下回る場合は32時間を基本とする。）のすべてを勤　　　務している居宅介護従業者をいう。  　⑦　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者,介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者であること。  　 ◎　ここでいう実務経験は，サービス提供責任者とし  　　　ての従事期間ではなく，在宅や施設を問わず介護に  　　　関する業務に従事した期間をいうものであり，資格  　　　取得又は研修終了前の従事期間も含めるものとする。  　 「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、⑦の要件に含むものとする。    ⑧　１人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては，常勤のサービス提供責任者を２名以上配置していること。  　◎　本主眼事項第２の２により常勤のサービス提供責任者を２人以上配置することとされている事業所において，ただし書きにより常勤のサービス提供責任者を１名配置し，非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが，本要件を満たすためには，常勤のサービス提供責任者を２名以上配置しなければならないとしているものである。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (二)ア  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (二)イ  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (二)イ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| <重度障害者要件>  ⑨ | ⑨　前年度又は算定日が属する月の前３月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者( 児童を除く。以下同じ）の総数のうち障害程度区分５以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること  　　◎　障害支援区分５以上である者又は特定事業所加算　　　Ⅳの要件(4)の前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合については，前年度(３月を除く。)又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について，利用実人員を用いて算定するものとする。  　　◎　割合の計算方法  　　　　職員の割合(⑥)及び利用実人員の割合(⑨)の計算　　　は，次の取扱いによるものとする。  　　　ア　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに  　　　　事業を開始し，又は再開した事業所を含む。）に  　　　　ついては，前年度の実績による加算の届出はでき  　　　　ないものとする。  　　　イ　前３月の実績により届出を行った事業所については，届出を行った月以降においても，直近3月間の職員又は利用者の割合につき，毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。  　　　　　また，その割合については，毎月ごとに記録す  　　　　るものとし，所定の割合を下回った場合について  　　　　は，直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出  　　　　を提出しなければならない。  　　　　　また、本要件に係る割合の計算において、喀痰　　　　吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社　　　　会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自ら　　　　の事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行　　　　うための登録を受けているものに限られること。  ２　特定事業所加算(Ⅱ)  １の①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合し，  　かつ，⑥又は⑦及び⑧までのいずれかに適合すること。  ３　特定事業所加算(Ⅲ)  １の①から⑤まで及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ４　特定事業所加算(Ⅳ)  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　 　⑴ １の②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　⑵ 指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (三)  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (四) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |
| (13) 特別地域加算 | ⑶ 指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定に 　　 より配置することとされている常勤のサービス提供 　　 責任者が二人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、 同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。  　　　 指定障害福祉サービス基準第５条第２項の規定に　 　より配置されることとされている常勤のサービス　　 　提供責任者が２人以下の指定居宅介護事業所であ　　 　って、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置しなければならないこととしているものである。  ⑷ 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。  別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して，指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては，１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎　厚生労働大臣の定める地域  一　離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域  二　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島  三　豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯  四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地  五　山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村  六　小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島  七　半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域  八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域  九　過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域  十　沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島    ◎　本加算を算定する利用者に対して，本主眼事項第４  　　の23⑤に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合，同第４の13(3)に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 | 平18厚告523  別表第1の1の  注13  平21厚告176  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑯ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (14) 緊急時対応  　 加算  (15) サービス種類  　相互の算定関係 | 身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)については，利用者又はその家族等からの要請に基づき，指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い，当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護を緊急に行った場合にあっては，利用者１人に対し，１月に２回を限度として，１回につき100単位を加算しているか。  　◎　「緊急に行った場合」とは，居宅介護計画に位置付  　　けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。）を，利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。  ◎　当該加算は１回の要請につき１回を限度として算定できるものとする。  ◎　当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については，平18障発第1031001第二の２(1)③(一)及び(三)の規定は適用されないものとする。従って，所要時間が20分未満であっても，30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり，当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が２時間未満であった場合であっても，それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。  　◎　緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は，本主眼事項第４の11に基づき，要請のあった時間，要請の内容，当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。  　利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活介護サービス費(５)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている利用者に限る。）又は経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間を除く）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ）若しくは障害児入所支援（同法第７条第２項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は，居宅介護サービス費を算定していないか。 | 平18厚告523  別表第1の1  の  注14  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑰  (一)  同第二の2(1)  ⑰(二)  同第二の2(1)  ⑰(三)  同第二の2(1)  ⑰(四)  平18厚告523  別表第1の1  の注15 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |
| ３ 初回加算  ４　利用者負担上　　限額管理加算 | ◎　介護給付費等については，同一時間帯に複数の障害  　　福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型（日中活動サービス）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては，本来，居宅介護の家事援助として行う場合は，本人の安否確認，健康チェック等も併せて行うべきであることから，居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方，日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。  　指定居宅介護事業所において，新規に居宅介護計画を作  成した利用者に対して，サービス提供責任者が初回若しく  は初回の指定居宅介護を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に，１月につき200単位を加算しているか。  　◎　利用者が過去２月に，当該指定居宅介護事業所等か  　　ら指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。  ◎　サービス提供責任者が，居宅介護に同行した場合に　　ついては，本主眼事項第４の11に基づき，同行訪問した旨を記録するものとする。また，この場合において，当該サービス提供責任者は，居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく，利用者の状況等を確認した上で，利用者の状況等を確認した上で，途中で現場を離れた場合であっても，算定は可能である。  　指定居宅介護事業者、障害者支援施設又は共生型居宅介護の事業を行う者が第４の14（第５の２　３で準用する場合も含む。）に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき150単位を加算しているか。  　◎　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは，  　　利用者が，利用者負担合計額の管理を行う指定障害福  　　祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に，上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合　　をいう。  　　　なお，負担額が負担上限額を実際に超えているか否  　　かは算定の条件としない。 | 平18障発  第1031001  第二の1(2)  平18厚告523  別表第1の2  の注  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑱  (一)  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑱(二)  平18厚告523  別表第1の3  の注  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑲ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |
| ５　喀痰吸引等支　援体制加算  ５の２　福祉専門職員等連携加算 | 指定居宅介護事業所等において，喀痰吸引等が必要な者  に対して，認定特定行為従事者（介護職員等であって喀痰  吸引等の業務の登録認定を受けた従事者）が，喀痰吸引等  を行った場合に，１日につき100単位を算定しているか。  ただし，２(12)の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合  は，当該加算は算定しない。  　利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサ－ビス提供  責任者がサ－ビス事業所、指定障害者支援施設等､医療機  関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療  法士、公認心理師その他の国家資格を有する者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、３回を限度として、１回につき564単位を加算しているか。  　（一） 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」という。）を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。  　（二） 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。  （三） 社会福祉士等は、（一）の「アセスメント」及び（二）の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。  　（四） 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時間帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限３回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。  　（五） 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 | 平18厚告523  別表第1の4  平18厚告523  別表第1の4  の2  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑳ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  |
| ６　福祉・介護職員　処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定居宅介護事業所等が，利用者に対し，指定居宅介護等を行った場合にあっては，当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（４及び５については、別に厚生労働大臣が定める日までの間），次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。  １ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  　 　２から５の２までにより算定した単位数の1000分の　　302に相当する単位数  ２ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  　 　２から５の２までにより算定した単位数の1000分の　　220に相当する単位数  ３ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  　　　２から５の２までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単　　位数  　４ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  　　　３により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  ５ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)  　　　３により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  注)厚生労働大臣が定める基準  　１ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　福祉・介護職員の賃金改善に要する費用の見込み　　額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）が，福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額(※)を上回る賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  　②　当該事業者において，①の賃金改善に関する計画並  びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の　　福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し，全ての福祉・介護職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。  ③　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃　　金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容につい  　て都道府県知事に届け出ること。  　④　当該事業者において，事業年度ごとに福祉・介護職  　　員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。  　⑤　労働基準法その他の労働に関する法令を遵守していること。  　⑥ 当該事業者において，労働保険料の納付が適正に行  　　われていること。 | 平18厚告523  別表第1の5  の注  平18厚告543  二 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|
|  |  | ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること  　　（一）福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  （三）福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  （四）（三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。  （五） 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  　　（六）　（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  　⑧　平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用の概算額を，全ての福祉・介護職員に周知していること。  　２　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　 １の①から⑥まで、⑦の（一）から（四）まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ３　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  　 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（１）　１の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。  　（２）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  　①　次に掲げる要件の全てに適合すること。  　ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職　 　務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関する　 　ものを含む。）を定めていること。  　　 　ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての　 　福祉・介護職員に周知していること。  　②　次に掲げる要件の全てに適合すること。  　　 　ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計　 　画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修　 　の機会を確保していること。  　ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知して　 　 いること。  （３）　平成二十年十月から１の②の届出の日の属する月の　 　前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容  （賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。  ４　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  　　１の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、３の（２）又は（３）に掲げる基準のいずれかに適合すること。 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | |  | |
|  | ７　福祉・介護職員  　処遇改善特別加算  ８ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | | ５　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)  　　１の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定居宅介護事業所等が，指定居宅介護を行った場合にあっては，２から５の２までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし，６の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては，算定しない。  注)厚生労働大臣が定める基準  　福祉・介護職員処遇改善加算①から⑥に掲げる基準を満  たしていること。  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)２から５の２までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)２から５の２までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数  ◎　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。  (注)厚生労働大臣が定める基準  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)　障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (一)　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技 | | 平18厚告523  別表第1の6  の注  平18厚告543  三  平18厚告523  別表第1の7の注  平18障発  第1031001  第二の2(1)㉒  平18厚告543  三の二 | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
|
|  | | 能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。  (二)　当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。  (三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。  (四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。  (2)　当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  (3)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (4)　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (5)　居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。  (6)　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 | |  | |
|  | |  | |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | (7)　平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。  (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
| 第６－２  　介護給付費の算定及び取扱い  【重度訪問介護】  １　基本事項  ２　重度訪問介護  　サービス費  (1) 対象者 | 【重度訪問介護】  (1) 指定重度訪問介護に要する費用の額は，平成18年厚生　労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第2により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  　※　1単位の単価は，10円に事業所が所在する地域区分  　　及びサービス種類に応じて定められた割合(別表1)を  　　乗じて得た額とする。  (2) (1)の規定により，指定重度訪問介護に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  (1) 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護（新設）等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合、所要時間に応じた単位を請求しているか。  　(1)については、区分4以上に該当し、次の①又は②)のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(指定重度訪問介護事業者)が当該事業を行う事業所(指定重度訪問介護事業所)に置かれる従業者、共生型重度訪問介護の事業を行う者（共生型重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所（以下「共生型重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(基準該当重度訪問介護事業所)に置かれる従業者(重度訪問介護従業者)が、居宅又は外出時において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(指定重度訪問介護)、共生型重度訪問介護又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(指定重度訪問介護等)を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ① 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること。  (一)　二肢以上に麻痺等があること。 | 法第29条第3  項  平18厚告523  一  平18厚告539  平18厚告523  平18厚告523  別表第2の1のイ  平18厚告523  別表第2の1  の注1  平18厚令40  別表第一 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | (二)　区分省令別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。  (a)　歩行　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  (b)　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  (c)　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  (d)　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」    ②　別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。  ◎　厚生労働大臣の定める基準  障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度(行動関連項目)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上であること。  (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院、同条第２項に規定する診療所若しくは同法第２条第１項に規定する助産所又は介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合所要時間に応じた単位を請求しているか。  (2)については、⑴の①又は②に掲げる者であって、区分６に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。  ①、②は(1)と同じ | 平18厚告543  三  平18厚告523  別表第2の1のロ  平18厚告523  別表第2の1  の注２の２ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
|
|  |  | | Ⅰ　重度訪問介護の対象者について  (1) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合  区分4以上に該当し、 次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者  (一)　二肢以上に麻痺等がある者であって、区分省令別表第一における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの  (二)　543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者  (2) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合  (1)のうち、区分６に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者  Ⅱ　重度訪問介護サービス費の算定について  重度訪問介護は、 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの に対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。  したがって、重度訪問介護については、比較的長  時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態  に対応するための見守り等の支援とともに、身体介  護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。  ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。  また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。  なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。  １　病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付や介護保険法の規定による介護給付等（以下「他法給付」という。）が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝え | | 平18障発  第1031001  第二の2(2)①  平18障発  第1031001  第二の2(2)② | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
|  | | るため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。　なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第20条第７号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。  このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。  また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援（他法給付と重複しないものに限る。）についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。  ２　重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。  ３　入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原 則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。  ４　入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。  また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。 | |  | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (2) 廃止前の法に　基づく日常生活支援を受けていた者についての算定 | | Ⅲ　重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について  ア　①の(二)に規定する者については、行動障害に専 門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。  イ　従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。（居宅介護従業者基準）)の別表第五に定める内容以上の研修課程をいう。)、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上のものをいう。）、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了していることが望ましい。  ◎　指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  重度訪問介護従業者養成研修(重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第二から別表第五までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者  ウ　重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。  平成18年9月30日において現に日常生活支援の支給決定を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。  　(1)　区分3以上に該当していること。  　(2)　日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注　　1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。 | | 平18障発  第1031001  第二の2(2)③  平18厚告523  別表第2の1の  注2 | |
|  | | | | | |
| 主眼事項 | | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (3) 所要時間の取扱い | | | 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  Ⅳ　重度訪問介護の所要時間について  (一)　短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95％相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。  (例)　1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合  →　通算時間　7時間30分＋7時間30分＝ 15時間  →　算定単位　「所要時間12時間以上16時間未満の場合」  (二)　1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。  　　　(例)　22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス  ・　22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法1日目分1時間30分として算定  ・　0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法2日目分6時間30分として算定  (三)　重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。 | | 平18厚告523  別表第2の1の  注3  平18障発  第1031001  第二の2(2)④ | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
|
|  | | なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員　　基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各　　月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の　　課程を修了している者とすること。  　　　看護師等の資格を有する者については、1級課程の　　全科目を免除することが可能とされていたことから、1　　級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したと　　された看護師等については、同(7)の要件に含むものと　　する。  　　　また、「常勤の重度訪問介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。  　　　なお、常勤の重度訪問介護従業者とは、事業所で定　　めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を　　下回る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務　　している居宅介護従業者をいう。  (8) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であることであること。  (9) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用　　　　する第五条第二項の規定により一人を超えるサー　　　　ビス提供責任者を配置することとされている事業　　　　所にあっては、常勤のサービス提供責任者を二名　　　　以上配置していること。  　 ◎　「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事　　期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務　　に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修　　修了前の従事期間も含めるものとする。  　　　 なお、「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了　　者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」　　について、看護師等の資格を有する者については、1　　　級課程の全科目を免除することが可能とされていたこ　　とから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を　　修了したとされた看護師等については、同(7)の要件に　　含むものとする。  　　　 また、同(8)については、指定障害福祉サービス基準　　第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者　　を2人配置することとされている事業所において、同　　項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配 　　置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で　　必要とされる員数配置することで基準を満たすことに　　なるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提　　供責任者を2人以上配置しなければならないとしてい　　るものである。 | |  | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| <重度障害者要件>  ⑩  (10) 特別地域加算 | | (10)前年度又は算定日が属する月の前三月間におけ　　　　る指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害支援区分五以上である者及び喀痰かくたん吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。  　◎　障害支援区分 5以上である者及び喀痰吸引等(口腔　　内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内　　部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は　　経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者の割　　合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属　　する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、　　利用実人員を用いて算定するものとする。  　　ロ　特定事業所加算(Ⅱ)  　　　　イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適　　　合し、かつ、(7)又は(8)及び(9)のいずれかに適合す　　　る こと。  　　ハ　特定事業所加算(Ⅲ)  　　　　イの(1)から(6)まで及び(10)に掲げる基準のいず　　　れにも適合すること。  　　ニ　特定事業所加算(Ⅳ)  　　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑴ イの⑵から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑵ 指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ⑶ 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定同行援護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。  ⑷ 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。  　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所、共生型重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 | | 平18障発第1031001第二の2(１)⑮(三)準用  平18厚告523  別表第2の1の注10 | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (11) 緊急時対応  　 加算 | | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して，指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては，１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  　◎　厚生労働大臣の定める地域  　　一　離島振興法第二条第一項の規定により指定された　　　離島振興対策実施地域  　　二　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄　　　美群島  　　三　豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定によ　　　り指定された特別豪雪地帯  　　四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上　　　の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する　　　辺地  　　五　山村振興法第七条第一項の規定により指定された　　　振興山村  　　六　小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規　　　定する小笠原諸島  　　七　半島振興法第二条第一項の規定により指定された　　　半島振興対策実施地域  　　八　特定農山村地域における農林業等の活性化のため　　　の基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定　　　する特定農山村地域  　　九　過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定　　　する過疎地域  　　十　沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島  　利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。  ◎　「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。  　◎　当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算  　　定できるものとする。  ◎　当該加算の対象となる所要時間については、 (3)(一) 及び(三)の規定は適用されないものとする。  　　したがって、所要時間が20分未満であっても、30　　　分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。 | | 平21厚告176  平18厚告523  別表第2の1の  注11  18障発第1031001第二の2(1)⑰準用 | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| (12) サービス種類　相互の算定関係  ３　移動介護加算 | | ◎　緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供　　を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。  　利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注6の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間を除く。)は、重度訪問介護サービス費は、算定していないか。    ア　所要時間1時間未満の場合　100単位  イ　所要時間1時間以上1時間30分未満の場合　125単位  ウ　所要時間1時間30分以上2時間未満の場合　150単位  エ　所要時間2時間以上2時間30分未満の場合　175単位  オ　所要時間2時間30分以上3時間未満の場合　200単位  カ　所要時間3時間以上の場合　250単位  (1) 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。  (2) 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。  ◎　厚生労働大臣が定める要件  　　　二人の従業者により、重度訪問介護を行うことにつ　　いて利用者の同意を得ている場合であって、次の一か　　ら三までのいずれかに該当する場合とする。  　　　一　障害者等の身体的理由により一人の従業者によ　　　　る介護が困難と認められる場合  　　　二　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が　　　　認められる場合  　　　三　その他障害者等の状況等から判断して、第一号　　　　又は前号に準ずると認められる場合  　◎　1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。  ◎　同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場　　合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。  また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。 | | 平18厚告523  別表第2の1の  注12  平18厚告523  別表第2の2  平18厚告523  別表第2の2注1  平18厚告523  別表第2の2  注2  平18厚告546 | |
| 主眼事項 | | 着　　　眼　　　点 | | 根拠法令 | |
| ４　初回加算  ５　利用者負担上  　限額管理加算  ５の２　行動障害支援連携加算 | | 指定重度訪問介護事業所等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき200単位を加算しているか。  　◎　本加算は、利用者が過去2月に、当該指定重度訪問介護事業所等から指定重度訪問介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。  　◎　サービス提供責任者が、重度訪問介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、重度訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。    　指定重度訪問介護事業者又は共生型重度訪問介護事業者が、第４の14及び第５の２、３に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を加算しているか。  　◎　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  　　　なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否　　かは算定の条件としない。  　利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサ－ビス提供責任者が、サ－ビス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シ－ト及び支援手順書（第４の１の注２において「支援計画シ－ト等と」いう。）を作成した者 （以下この５の２において「作成者」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、１回を限度として、584単位を加算しているか。  ◎ 行動障害支援連携加算の取扱いについて  （一） 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26 年３月31 日付け障障発0331 第８号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。 | | 平18厚告523  別表第2の3の  注  平18障発第1031001第二の2(1)⑱準用  平18厚告523別表第2の4の注  平18障発第1031001第二の2(1)⑲準用  平18厚告523  別表第2の5の２の注  平18障発第1031001第二の2(2)⑬ | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|
| ６　喀痰吸引等支援　体制加算  ７　福祉・介護職員処遇改善加算  ８　福祉・介護職員　処遇改善特別加算 | （二） 行動障害支援連携加算については、支援計画シート等（重訪対象拡大通知１の（４）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」をいう。）を作成した者における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。  　　　 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。  （三） 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。  　指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき100単位を加算しているか。ただし、２、(2)の病院等での重度訪問介護及び(9)の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（Ⅳ及びⅤについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　2から6までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数  　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　2から6までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　 2から6までにより算定した単位数の100分の77に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ハにより算定し　　た単位数の100分の90に相当する単位数  ホ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　ハにより算定し　　た単位数の100分の80に相当する単位数    ◎　厚生労働大臣が定める基準  　　　　居宅介護参照  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、２から６までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、７の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。 | 平18厚告523  別表第2の  5の注  平18厚告523  別表第2の6の注  平18厚告543  六  平18厚告523  別表第2の7の注 |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ９ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | ◎　厚生労働大臣が定める基準  　イ　福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  　ロ　当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改　　　善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施　　　方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等　　　を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成　　　し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知　　　事に届け出ていること。  　ハ　福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当　　　する賃金改善を実施すること。  ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに  福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  　ホ　算定日が属する月の前十二月間において、労働基　　　準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  　ヘ　当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料　　　の納付が適正に行われていること。  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ２から６までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ２から６までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数  ◎　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。  ◎　厚生労働大臣が定める基準  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (一)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。 | 平18厚告543  七  平18厚告523  別表第2の8の注  平18障発第1031001第二の2(2)㉒  平18厚告543  七の二 |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | (二)　当該指定重度訪問介護事業所等(介護給付費等単位数表第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。  (三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。  (四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。  (2)　当該指定重度訪問介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  (3)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (4)　当該指定重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (5)　サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。  (6)　重度訪問介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (7)　平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。  (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| 第６－３　介護給付費の算定及び取扱い  【同行援護】  １　基本事項  ２　同行援護サー　　ビス費  (1) 対象者 | 【同行援護】  (1) 指定同行援護に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第３により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  ※　１単位の単価は，10円に事業所が所在する地域区分及びサービス種類に応じて定められた割合(別表1)を乗じて得た額とする。  (2) (1)の規定により，指定同行援護に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(指定同行援護事業者)が当該事業を行う事業所(指定同行援護事業所)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(基準該当同行援護事業)に置かれる従業者(同行援護従業者)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(指定同行援護)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(指定同行援護等)を行った場合に、所定単位数を算定する。  ◎　厚生労働大臣が定める基準  別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。 | 法第29条第3項  平18厚告523  一  平18厚告539  平18厚告523  二  平18厚告523  別表第3の1の  注1  平18障発  第1031001  第二の2(3)①  平18厚告543八 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 調査項目 | 0点 | 1点 | 2点 | 特記事項 | 備考 |
| 視力障害 | 視力 | 1．普通(日常生活に支障がない。) | 2．約1m離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。  3．目の前に置いた視力確認表の図は見ることができるが、遠ざかると見ることができない。 | 4．ほとんど見えない。  5．見えているのか判断不能である。 |  | 矯正視力による測定とする。 |
| 視野障害 | 視野 | 1．視野障害がない。  2．視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。 | 3．両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90％以上である。 | 4．両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95％以上である。 | 視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。 |  |
| 夜盲 | 網膜色素変性症等による夜盲等 | 1．網膜色素変性症等による夜盲等がない。  2．夜盲の1点の事項に該当しない。 | 3．暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。 | ― | 視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。 |  |
| 移動障害 | 盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行 | 1．慣れていない場所であっても歩行ができる。 | 2．慣れた場所での歩行のみできる。 | 3．慣れた場所であっても歩行ができない。 | 夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。 | 人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。 |

注1．「夜盲等」の「等」については，網膜色素変性症，錐すい体ジストロフィー，白子

症等による「過度の羞明」等をいう。

注2．「歩行」については，車いす等による移動手段を含む。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (3) 所要時間の取扱い | 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。)に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　◎　1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、　　概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものと　　する。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、　　間隔が2時間未満の場合もあり得るが、短時間のサー　　ビスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定　　することは適当ではないことから、同行援護の利用の　　間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回と　　して算定する。なお、身体の状況等により、やむを得　　ず短時間の間隔で短時間のサービス提供行わなければ　　ならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との　　間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。 | 平18厚告523  別表第3の1の  注2  平18障発 第1031001 第二の2(3)⑦ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|
| (4) 同行援護サー　　ビス費の算定 | ◎　同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を　　有する障害者等につき、外出時において、当該障害者　　等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含　　む。)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の　　介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助　　を適切かつ効果的に行うものである。なお、事前に利　　用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情　　報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを　　用意するなど準備する必要である。  　◎　同行援護の所要時間  　(二)　1人の利用者に対して複数の同行援護従業者が交 代して同行援護を行った場合も、1回の同行援護と してその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定 する。  　(三) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所 要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜 及び早朝の時間帯に提供する指定同行援護にあって はこの限りでない。所要時間とは、実際に同行援護 を行った時間をいうものであり、同行援護のための 準備に要した時間等は含まない。    　別に厚生労働大臣が定める者(注１)が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定しているか。ただし、別に厚生労働大臣が定める者(注２)が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  　◎　厚生労働大臣が定める者(注１)  　　　・　同行援護従業者養成研修課程修了者  　　　・　介護福祉士  ・　社会福祉士及び介護福祉士法の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(実務者研修修了者)  　　　・　居宅介護職員初任者研修課程修了者  　　　・　介護職員初任者研修課程修了者  　　　・　視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者  　　　・　国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者  ◎　厚生労働大臣が定める者(注２)  　　　次のいずれかに該当するもの  ・　同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交 | 平18障発 第1031001 第二の2(3)②  平18障発 第1031001 第二の2(1)⑮  ２、(4) 準用  平18厚告523  別表第3の1の  注3  平18厚告548  九  平18厚告548  十 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|
| (5) 資格要件毎の所定単位の取扱い | 付を受けた者(平成三十年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものにあっては、平成三十三年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)  ・　障害者居宅介護従業者基礎研修(障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修)課程修了者又は身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者（都道府県知事から証明書の交付を受けたもの）であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するもの  ◎　同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研　　修課程修了者を含む。)→「所定単位数」  ◎　初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従　　業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体　　障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限　　　る。)に1年以上従事した経験を有する者。→「所定単位数」  　◎　国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置　　かれる視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準　　ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成　　を行う研修を修了した者 →「所定単位数」  　◎　視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者（盲ろう者向け通訳・介助員）→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」  ◎　基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する　　身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に　　限る。)に1年以上従事した経験を有する者  　→「所定単位数の100分の70に相当する単位数」  　別に厚生労働大臣が定める者（注１）が、別に厚生労働大臣が定める基準（注２）を満たしている利用者に対して、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。 | 第1031001  第二の2(3)③  (一)  第1031001  第二の2(3)③  (二)  第1031001  第二の2(3)③  (三)  第1031001  第二の2(3)③  (四)  第1031001  第二の2(3)③  (五)  平18厚告523  別表第3の1の  注4 |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　厚生労働大臣が定める者（注１）  　　　以下のいずれかに該当する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して都道府県の地域生活支援事業の特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの  ・　同行援護従業者養成研修課程修了者  　　　・　介護福祉士  ・　社会福祉士及び介護福祉士法の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(実務者研修修了者)  　　　・　居宅介護職員初任者研修課程修了者  　　　・　介護職員初任者研修課程修了者  　　　・　視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者  　　　・　国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者  ・　同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(平成三十年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び　技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものにあっては、平成三十三年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)  ・　障害者居宅介護従業者基礎研修(障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修)課程修了者又は身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者（都道府県知事から証明書の交付を受けたもの）であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するもの | 平18厚告548  十の二 |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (5の2) 区分３・４の利用者 | ◎　厚生労働大臣が定める基準（注２）  両耳の聴力レベルが七十デシベル以上のもの（四十センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）又は一側耳の聴覚レベルが九十デシベル以上及び他側耳の聴覚レベルが五十デシベル以上であること。    ◎　盲ろう者の支援に対する加算の取扱いについて  盲ろう者向け通訳・介助員（都道府県地域地域生活支援事業における「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」による研修の修了者等であって、平成30年３月31日時点に盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。）が、(1)に規定する者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の６級に相当する障害を有する者（以下「盲ろう者」という。）に対して同行援護を行った場合にあっては所定単位数の100分の25に相当する単位数を、所定単位数に加算する。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない場合は、本加算と③の（四）の減算を併せて算定する必要があることに留意すること。  　１　区分３（障害児にあっては、これに相当する支援の度  合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。  ２　 区分４以上（障害児にあっては、これに相当する支援  の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。  ◎　同行援護サービス費の算定について  　　　　同行援護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した同行援護計画に基づいて行われる必要がある。なお、同行援護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、同行援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の 種別についても記載すること。事業者は、当該同行援護計画を作成するに当たって支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時　間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。  　また、指定同行援護等を行った場合には、実際に要　　　　　　　　　　　　　した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護　　計画に基づいて行われるべき指定同行援護等に要する　　時間に基づき算定されることに留意する必要がある。  なお、当初の同行援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに同行援護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。 | 平18厚告543  八の二  第1031001  第二の2(3)④  平18厚告523  別表第3の1の  注4の2、注4の3  平18障発  第1031001  第二の２(1)①  準用 |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (6) ２人の同行援護従業者により行った場合  (7) 夜間，早朝，深　夜の同行援護 | ◎　基準単価の適用について  　　　同行援護計画上のサービス提供時間と実際のサービ　　ス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続す　　る場合は、当然に同行援護計画の見直しを行う必要が　　あること。  別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定しているか。  　◎　別に厚生労働大臣が定める要件  　　　二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行　　援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を　　得ている場合であって、次の一から三までのいずれか　　に該当する場合とする。  　　一　障害者等の身体的理由により一人の従業者による　　　介護が困難と認められる場合  　　二　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認　　　められる場合  　　三　その他障害者等の状況等から判断して、第一号又　　　は前号に準ずると認められる場合  ◎　2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合のうち、546号告示の第１号イに該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、第１号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に二人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。  　◎　派遣された2人の同行援護従業者のうち1人が基礎研修課程修了者等で、1人がそれ以外のものである場合について、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。  夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平18障発  第1031001  第二の２(1)②  準用  平18厚告523  別表第3の1の  注5  平18厚告546  平18障発  第1031001  第二の２(3)⑤  平18障発  第1031001  第二の２(3)⑥  平18厚告523  別表第3の1の  注6 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (7の2)　平成30年度中の報酬の取扱いについて  (8) 特定事業所加算  <体制要件>  (1)から(5) | 平成30年３月31日以前に同行援護の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者については、支給決定を受け直すことによる利用者の申請手続き及び市町村の事務処理に係る負担を考慮し、従前の支給決定の有効期間に限り、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬を算定できる取扱いとする。  この場合、以下のことに留意されたい。なお、利用者の意向により、支給決定の有効期間中に、支給変更決定等を行うことも可能とする。  ア　区分３の利用者に対して提供した場合の加算、区分４以上の利用者に対して提供した場合の加算及び盲ろう者支援加算については、支給決定の更新等を行い、かつ、当該加算の要件に該当する利用者に同行援護を提供した場合に算定できるものであること。  イ　盲ろう者向け通訳・介助員は、「身体介護を伴う場合又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者に対しても同行援護を提供できること。同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の報酬は、いずれの者に対する場合であっても、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。  　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　(1)　特定事業所加算(Ⅰ)  　　　　所定単位数の100分の20に相当する単位数  　(2)　特定事業所加算(Ⅱ)  　　　　所定単位数の100分の10に相当する単位数  　(3)　特定事業所加算(Ⅲ)  　　　　所定単位数の100分の10に相当する単位数  　(4)　特定事業所加算(Ⅳ)  　　　　所定単位数の100分の5に相当する単位数  　◎　厚生労働大臣が定める基準  　イ　特定事業所加算(Ⅰ)  　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　(1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者(登録型の同行援護従業者(あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定同行援護を行う同行援護従業者をいう。)を含む。)に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 | 平18障発  第1031001  第二の２(3)⑭  平18厚告523  別表第3の1の  注7  平18厚告543  八イ(1) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　「同行援護従業者ごとに研修計画を作成」について　　は、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上の　　ための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務　　体制の確保を定めるとともに、同行援護従業者につい　　て個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。  　　(2) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われて　　　いること。  　　　(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当　　　　たっての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的と　　　　した会議を定期的に開催すること。  ◎　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当た　　っての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所に　　おける同行援護従業者の技術指導を目的とした会議」　　とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも　　含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる同　　行援護従業者のすべてが参加するものでなければなら　　ない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。  なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お　　盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者1人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。  　　　会議の開催状況については、その概要を記録しなけ　　ればならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。  　　　(二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提　　　　供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業　　　　者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの　　　　提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法　　　　により伝達してから開始するとともに、サービス　　　　提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報　　　　告を受けること。  ◎　「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。  　　　・利用者のADLや意欲  　　　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望  　　　・家族を含む環境  　　　・前回のサービス提供時の状況  　　　・その他サービス提供に当たって必要な事項 | 平18障発  第1031001  第二の２(1)⑮  (一)ｱ準用  平18厚告543  八イ(2)  平18障発  第1031001  第二の２(1) ⑮  (一)ｲ準用  平18厚告543  八イ(2)  平18障発  第1031001  第二の２(1)⑮(一)ｳ準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| <人材要件>  (6)から(8) | ◎　「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。  　　　また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。  　◎　同行援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後　　の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。  (3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者　　　に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  　◎　健康診断等については、労働安全衛生法により定期　　に実施することが義務付けられた「常時使用する労働　　者」に該当しない同行援護従業者も含めて、少なくと　　も1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施　　しなければならない。    　　(4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲　　　げる緊急時等における対応方法が利用者に明示され　　　ていること。  　◎　明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。  　なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。  　　(5) 当該同行援護事業者の新規に採用した全ての同行　　　援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。  ◎　「熟練した同行援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる同行援護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な援護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある同行援護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。  (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間 | 平18厚告543八イ(3)  平18障発  第1031001 第二の２(1) ⑮  (一)ｴ準用  平18厚告543  八イ(4)  平18障発  第1031001  第二の２(1) ⑮  (一)ｵ準用平18  厚告543  八イ(5)  平18障発  第1031001  第二の２(1)⑮(一)ｶ準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修(同告示別表第六に係るものに限る。)の課程を修了した者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が百分の三十以上であること。  　◎　介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修　　課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前　　年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1　　月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。  なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員　　基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各　　月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の　　課程を修了している者とすること。  　　　看護師等の資格を有する者については、1級課程の　　全科目を免除することが可能とされていたことから、1　　級課程又は同行援護従事者養成研修課程を修了したと　　された看護師等については、(6)の要件に含むものとす　　る。  　　　また、「常勤の同行援護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の同行援護従業者が対象となる。  　　　なお、常勤の同行援護従業者とは、事業所で定めた　　勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回　　る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務して　　いる同行援護従業者をいう。  　　(7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責　　　任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国　　　立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害　　　学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する実務  　　　者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しく  　　　は一級課程修了者であること。  ◎　「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。  　　　なお、「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了　　者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は同行援護従事者養成研修課程を修了したとされた看護師等については、(7)の要件に含むものとする。 | 平18厚告543  八イ(6)  平18障発  第1031001  第二の２(1) ⑮  (二)ｱ準用  平18厚告543  八イ(7)  平18障発  第1031001  第二の２(1) ⑮  (二)ｲ準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| <重度障害者要件>  (9) | (8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用す　　　る第五条第二項の規定により一人を超えるサービス　　　提供責任者を配置することとされている事業所にあ　　　っては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置　　　していること。  　◎　指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定によ　　り常勤のサービス提供責任者を2人配置することとさ　　れている事業所において、同項ただし書により常勤の　　サービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス　　提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置す　　ることで基準を満たすことになるが、本要件を満たす　　ためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置　　しなければならないとしているものである。  　　(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における　　　指定同行援護の利用者(障害児を除く。)の総数のう　　　ち障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。  ◎　障害支援区分 5以上である者及び喀痰吸引等(口腔　　内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内　　部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は　　経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者の割　　合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。  　◎　(6)の職員の割合及び(9)の利用実人員の割合の計算　　は、次の取扱いによるものとする。  　　　ア　前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事　　　　業を開始し、又は再開した事業所を含む。)につい　　　　ては、前年度の実績による加算の届出はできない　　　　ものとする。  　　　イ　前3月の実績により届出を行った事業所につい　　　　ては、届出を行った月以降においても、直近3月　　　　間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に　　　　所定の割合を維持しなければならない。  また、その割合については、毎月ごとに記録するも　　のとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。  ロ　特定事業所加算(Ⅱ)  　　　　イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。  　ハ　特定事業所加算(Ⅲ)  　　　　イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれ　　にも適合すること。 | 平18厚告543  八イ(8)  平18障発  第1031001  第二の２(1) ⑮  (二)ｲ準用  平18厚告543  八イ(9)  平18障発  第1031001  第二の２(1) ⑮  (三)準用  平18障発  第1031001  第二の２(1)⑮  (四)準用  平18厚告543八ロ  平18厚告543  八ハ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (9) 特別地域加算 | ニ　特定事業所加算　(Ⅳ)  　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　　⑴ イの⑵から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　　⑵ 指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  　　　⑶ 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定同行援護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。  　⑷ 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。  　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所等の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎　厚生労働大臣の定める地域  一　離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域  二　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島  三　豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯  四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地  五　山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村  六　小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島  七　半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域  八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域  九　過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域  十　沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島    ◎　本加算を算定する利用者に対して，本主眼事項第４　　の23⑤に規定する通常の事業の実施地域を越えてサー　　ビス提供した場合，同第４の13(3)に規定する交通費　　の支払いを受けることはできないこととする。 | 平18厚告543  八ニ  平18厚告523  別表第3の1の注8  平21厚告176  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑯  準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (10) 緊急時対応加　算  (11) サービス種類　　相互の算定関係  ３　初回加算 | ◎　特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害　　福祉サービス基準第31条第5号に規定する通常の事業　　の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害　　福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支　　払いを受けることはできないこととする。  　利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。  　◎　緊急時対応加算の取扱い  　　 (1) 「緊急に行った場合」とは、同行援護計画に位置付けられていない同行援護を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。  　 　(2) 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。  　　(3) 当該加算の対象となる同行援護の所要時間については、（３）所要時間の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても30分未満の同行援護の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる同行援護と当該同行援護の前後に行われた同行援護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。    利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。  　指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき200単位を加算する。  　◎　本加算は、利用者が過去2月に、当該指定同行援護事業所等から指定同行援護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。  ◎　サービス提供責任者が、同行援護に同行した場合に　　ついては、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、同行援護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。 | 平18厚告523  別表第3の1の  注９  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑰  準用  平18厚告523  別表第3の1の  注10  平18厚告523  別表第3の2の  注  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑰  準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ４　利用者負担上　　限額管理加算  ５　喀痰吸引等支援　体制加算  ６　福祉・介護職員　処遇改善加算  ７　福祉・介護職員　処遇改善特別加算 | 指定同行援護事業者が、第４の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を加算しているか。  　◎　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  　　　なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否　　かは算定の条件としない。  指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき100単位を加算しているか。ただし、1の注7の(1)の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。    　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（Ⅳ及びⅤについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  　　　　2から5までにより算定した単位数の1000分の　　　　302に相当する単位数  　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  　　　　2から5までにより算定した単位数の1000分の　　　　220に相当する単位数  　ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  　　　　2から5までにより算定した単位数の100分の122　　　に相当する単位数  　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  　　　　ハにより算定した単位数の100分の90に相当する　　　単位数  　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)  　　　　ハにより算定した単位数の100分の80に相当する　　　単位数  　◎　厚生労働大臣が定める基準  　　　居宅介護参照  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、２から５までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。 | 平18厚告523  別表第3の3の  注  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑲準用  平18厚告523  別表第3の4の  注  平18厚告523  別表第3の5の  注  平18厚告523  別表第3の6の  注 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ８ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算  第６－４  　介護給付費の  　算定及び取扱い  　【行動援護】  １　基本事項  ２　行動援護サー　　ビス費 | ◎　厚生労働大臣が定める基準  　　 居宅介護参照  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ２から５までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ２から５までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数  ◎　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。  ◎　厚生労働大臣が定める基準  居宅介護参照  【行動援護】  (1) 指定行動援護に要する費用の額は，平成18年厚生労働  　省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第３　により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  ◎　単価適用の留意点  　　　行動援護で提供されるサービスは，その性格上，一  般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが，８時　　間以上実施されるような場合にあっては，「７時間30　　分以上の場合」の単位を適用する。  　また，行動援護は，主として日中に行われる外出中心のサービスであることから，早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意すること。  　次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(指定行動援護事業者)が当該事業を行う事業所(以下「指定行動援護事業所)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(基準該当行動援護事業所)に置かれる従業者(行動援護従業者)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(指定行動援護)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(指定行動援護等)を行った場合に、所定単位数を算定する。  (1) 区分3以上に該当していること。  (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。 | 平18厚告523  別表第3の7の  注  平18厚告523  別表第4の1の  注1  平18障発 第1031001 第二の2(3)⑯  平18厚告543  十一の二  法第29条第3項  平18厚告523  平18厚告523  別表第4の1の  注1  平18障発 第1031001 第二の2(4)① |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　厚生労働大臣が定める基準  　　　障害支援区分認定調査の結果に基づき、別表第一に　　おける調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理　　解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度(行　　動関連項目)について、別表第二に掲げる行動関連項目　　の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度　　等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当て　　はめて算出した点数の合計が十点以上であること。 | 平18厚告543  十二 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点数 ０点 | | 点数 １点 | | | | 点数 ２点 | | | |
| コミュニケーション | 日常生活に支障がない | 0 | 特定の者であればコミュニケーションできる | 4.1 | 会話以外の方法でコミュニケーションできる | 15.5 | 独自の方法でコミュニケーションできる | 11.0 | コミュニケーションできない | 14.5 |
| 説明の理解 | 理解で  きる | 0 | 理解できない | 15.3 | 理解できているか判断できない | 15.3 |  |  |  |  |
| 大声・奇声を出す | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 2.7 | 月に１回以上の支援が必要 | 3.0 | 週に１回以上の支援が必要 | 4.1 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 6.0 |
| 異食行動 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 5.1 | 月に１回以上の支援が必要 | 5.1 | 週に１回以上の支援が必要 | 6.1 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 6.2 |
| 多動・行動停止 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 3.2 | 月に１回以上の支援が必要 | 3.5 | 週に１回以上の支援が必要 | 5.6 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 9.1 |
| 不安定な行動 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 2.3 | 月に１回以上の支援が必要 | 3.5 | 週に１回以上の支援が必要 | 6.3 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 10.0 |
| 自らを傷つける行為 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 3.5 | 月に１回以上の支援が必要 | 4.0 | 週に１回以上の支援が必要 | 6.9 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 9.2 |
| 他人を傷つける行為 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 3.5 | 月に１回以上の支援が必要 | 4.6 | 週に１回以上の支援が必要 | 7.1 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 11.0 |
| 不適切な行為 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 4.4 | 月に１回以上の支援が必要 | 5.5 | 週に１回以上の支援が必要 | 6.7 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 9.9 |
| 突発的な行動 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 5.5 | 月に１回以上の支援が必要 | 8.3 | 週に１回以上の支援が必要 | 10.7 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 12.7 |
| 過食・反すう等 | 支援が不要 | 0 | 希に支援が必要 | 4.2 | 月に１回以上の支援が必要 | 4.5 | 週に１回以上の支援が必要 | 4.9 | ほぼ毎日（週に５日以上の）支援が必要 | 7.0 |
| てんかん | ない | 0 | ある（年１  回以上） | 1.0 | 月に１回以上の支援が必要 | 3.0 | ある（月１回  以上） | 1.5 | ある（週１回  以上） | 2.0 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　区分3以上に該当する者であって、543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が 10点 以上(障害児にあっては、これに相当する 支援の度合 )である者  　◎　サービス内容  　　　行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著　　しい困難がある者に対して、次のようなサービスを行　　うものである。 なお、事前に利用者の行動特徴、日常　　的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要　　なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、　　それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シ　　ート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記　　録する必要がある。  　　(一) 予防的対応  　　　ア　行動の予定が 分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解さ　せること  　　　イ　視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金　　　　となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるか　　　　を熟知したうえで環境整備を行う等の予防的対応　　　　等を行うことなど  　　(二) 制御的対応  　　　ア　何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしま　　　　った時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること  　　　イ　危険であることを認識できないために突然飛び　　　　出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つ　　　　ける行為を適切におさめること  　　　ウ　本人の意思や思い込みにより、突然動かなくな　　　ったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極　　　　端な行動を引き起こす際の対応  　　(三) 身体介護的対応  　　　ア　便意の認識ができない者の介助や排便後の後始　　　　末等の対応  　　　イ　食事を摂る場合の食事介助  　　　ウ　 入浴及び 衣服の着脱介助など  ◎　居宅介護サービス費の算定について  　　 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービ　　ス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した行動援護計画に基づいて行われる必要がある。なお、行動援護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、行動援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 | 平18障発  第1031001  第二の2(4)①  平18障発  第1031001  第二の2(4)①  平18障発  第1031001  第二の2(1)①  準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (2) 所要時間の取扱　　い | 事業者は、当該行動援護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位(家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。  　また、行動援護等を行った場合には、実際に要した時間によ  り算定されるのではなく、当該行動援護計画に基づいて行われるべき指定行動援護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。  なお、当初の行動援護計画で定めたサービス提供内容や提供  時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに行動援護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。    　◎　基準単価の適用について  　　　　行動援護計画上のサービス提供時間と実際のサービ　　ス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続す　　る場合は、当然に行動援護計画の見直しを行う必要が　　あること。  　指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　◎　行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一　　般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合にあっては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。  　また、行動援護は、主として日中に行われるサービ　　スであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定さ　　れないので留意されたい。  ◎　行動援護の所要時間  　(一) 1人の利用者に対して複数の行動援護従業者が交　　　代して行動援護を行った場合も、1回の居宅介護と　　　してその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定　　　する。  　　(二) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所　　　要時間は20分程度以上とする。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)②  準用  平18厚告523  別表第4の1の  注2  平18障発  第1031001  第二の2(4)③  平18障発  第1031001  第二の2(1)③  (二)(三)準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (3) 行動援護サー　　ビス費の算定  <減算対象ヘルパー> | 別に厚生労働大臣が定める者（注１）が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。ただし、別に厚生労働大臣が定める者（注２）が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。  （注１）　厚生労働大臣が定める者  　 　　介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、行動援護従業者養成研修課程修了者又は、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に二年以上従事した経験を有するもの  （注２）　厚生労働大臣が定める者  　　　　　　行動援護従業者養成研修課程修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に一年以上従事した経験を有するもの  　◎　行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に１年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に２年以上の従事経験を有する者にあっては、平成33年３月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。    ◎　支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われ　　ていない場合の所定単位数の算定について（支援計画　　シート等未作成減算）  (一)　算定される単位数  所定単位数の100 分の95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100 分の95 となるものでないことに留意すること。  (二)　支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。  (三)　支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。  ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計 画シート等が作成されていないこと。 | 平18厚告523  別表第4の1の  注3  平18厚告548  十一  平18厚告548十二  平18障発  第1031001  第二の2(4)④  平18厚告523  別表第4の1の  注2の2  平18障発  第1031001  第二の2(4)⑤ |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (4) ２人の行動援護従業者により行った場合  (5) 算定回数  (6) 特定事業所加算 | イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。  　別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定しているか。  　◎　厚生労働大臣が定める要件  　　　二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行　　援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。  　　一　障害者等の身体的理由により一人の従業者による　　　介護が困難と認められる場合  　　二　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認　　　められる場合  　　三　その他障害者等の状況等から判断して、第一号又　　　は前号に準ずると認められる場合  　◎　2人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等  　 (一) 2人の居宅介護従業者による居宅介護について、　　　それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について　　　所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣　　　が定める要件の一に該当する場合としては、体重が　　　重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅　　　介護を提供する場合等が該当し、三に該当する場合　　　としては、例えば、エレベーターのない建物の2階　　　以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合　　　等が該当するものであること。したがって、単に安　　　全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業　　　者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の　　　希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を　　　除き、この取扱いは適用しない。  　行動援護サービス費は、1日1回のみの算定となっているか。  　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1) 特定事業所加算(Ⅰ)  　　　　所定単位数の100分の20に相当する単位数  　(2) 特定事業所加算(Ⅱ)  　　　　所定単位数の100分の10に相当する単位数  (3) 特定事業所加算(Ⅲ)  　　　　所定単位数の100分の10に相当する単位数  　(4)　特定事業所加算(Ⅳ)  　　　　所定単位数の100分の5に相当する単位数 | 平18厚告523  別表第4の1の注4  平18厚告546  平18障発  第1031001  第二の2(4)⑥  準用  第二の2(1)⑪  平18厚告523  別表第4の1の  注5  平18厚告523  別表第4の1の  注6 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| <体制要件>  (1)から(5) | ◎　厚生労働大臣が定める基準  　　イ　特定事業所加算(Ⅰ)  　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　　(1) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者(登録型の行動援護従業者(あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。)を含む)に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。  　◎　「行動援護従業者ごとに研修計画を作成」について　　は、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上の　　ための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務　　体制の確保を定めるとともに、行動援護従業者につい　　て個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時　　期等を定めた計画を策定しなければならない。  　　　(2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。  (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に 当たっての留意事項の伝達又は当該指定行動援　　　　　護事業所における行動援護従業者の技術指導を　　　　　目的とした会議を定期的に開催すること。  ◎　会議の定期的開催  　　　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。  なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者1人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。  　　　会議の開催状況については、その概要を記録しなけ　　ればならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。  (二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。 | ⑥平18厚告543  十二  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(一)ｱ準用  平18障発  第1031001  第二の2(1) ⑮(一)ｲ準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　文書等による指示及びサービス提供後の報告  　　 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たって　　の留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない  　　　・利用者のADLや意欲  　　　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望  　　　・家族を含む環境  　　　・前回のサービス提供時の状況  　　　・その他サービス提供に当たって必要な事項  　◎　「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。  　　　また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。  　　　なお、行動援護従業者から適宜受けるサービス提供　　終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、　　文書にて記録を保存しなければならない。  　　　(3) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業　　　　者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  ◎　健康診断等については、労働安全衛生法により定期　　に実施することが義務付けられた「常時使用する労働　　者」に該当しない行動援護従業者も含めて、少なくと　　も1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施　　しなければならない。  　(4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に　　　　掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。  ◎　「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。  　　なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等当該内容を明記することをもって足りるものとする。  　　(5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全て　　　　の行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業　　　　者の同行による研修を実施していること。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(一)ｳ準用  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(一)ｳ準用  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(一)ｴ準用  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(一)ｵ準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| <人材要件>  ⑥から⑧ | ◎　「熟練した行動援護従業者の同行による研修」につ　　いては、サービス提供責任者又はサービス提供責任者　　と同等と認められる行動援護従業者(当該利用者の障害　　特性を理解し、適切な援護を提供できる者であり、か　　つ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分　　な評価がある行動援護従業者)が、新規に採用した従業　　者に対し、適切な指導を行うものとする。    　　　(6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。  　◎　介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修　　課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前　　年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1　　月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により　　算出した数を用いて算出するものとする。  　　　なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員　　基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各　　月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の　　課程を修了している者とすること。  　　　看護師等の資格を有する者については、1級課程の　　全科目を免除することが可能とされていたことから、1　　級課程又は行動援護従業者養成研修課程を修了したと　　された看護師等については、同(6)の要件に含むものと　　する。  　　　また、「常勤の行動援護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の行動援護従業者が対象となる。  なお、常勤の行動援護従業者とは、事業所で定めた　　勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回　　る場合は32時間を基本とする。)のすべてを勤務して　　いる行動援護従業者をいう。  ◎　利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。  　　ア　前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業　　　を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。  イ　前3月の実績により届出を行った事業所について　　　は、届出を行った月以降においても、直近3月間の　　　職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の　　　割合を維持しなければならない。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(一)ｶ準用  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(二)ｱ準用  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(四)準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ＜重度障害者要件>  ⑨ | また、その割合については、毎月ごとに記録するも　　のとし、所定の割合を下回った場合については、直ち　　に第一の5の届出を提出しなければならない。  (7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供　　　　責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士　　　　又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了　　　　者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課　　　　程修了者であること。  ◎　「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。  　　　なお、「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了　　者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」　　について、看護師等の資格を有する者については、1　　　級課程の全科目を免除することが可能とされていたこ　　とから、1級課程又は行動援護従業養成研修課程を修　　了したとされた看護師等については、同(7)の要件に含　　むものとする。  　　　(8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。  　◎　指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定によ　　り常勤のサービス提供責任者を2人配置することとさ　　れている事業所において、同項ただし書により常勤の　　サービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス　　提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置す　　ることで基準を満たすことになるが、本要件を満たす　　ためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置　　しなければならないとしているものである。  　　　(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間におけ　　　　る指定行動援護の利用者(障害児を除く。)の総数　　　　のうち障害支援区分五以上である者及び喀痰かく　　　　たん吸引等を必要とする者の占める割合が百分の　　　　三十以上であること。    ◎　障害支援区分 5以上である者及び喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。)を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(二)ｲ準用  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮  (二)ｲ準用    平18障発  第1031001  第二の2(1)⑮(三)準用 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (7) 特別地域加算 | ロ　特定事業所加算(Ⅱ)  　　　 イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合　　し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合するこ　　と。  　ハ　特定事業所加算(Ⅲ)  　　　イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれに　　も適合すること。  　ニ　特定事業所加算(Ⅳ)  　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　⑴ イの⑵から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　⑵ 指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  　　⑶ 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定行動援護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。  　　⑷ 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。  　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業所(以下「指定行動援護事業所等」という。)の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎　厚生労働大臣の定める地域  一　離島振興法第二条第一項の規定により指定された　　　離島振興対策実施地域  二　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島  三　豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯  四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地  五　山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村  六　小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島  七　半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 | 平18厚告523  別表第4の1の  注7  平21厚告176 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| (8) 緊急時対応加　算  (9) サービス種類相 互の算定関係 | 八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域  九　過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域  十　沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島  　◎　特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害　　福祉サービス基準第31条第5号に規定する通常の事業　　の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害　　福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支　　払いを受けることはできないこととする。  　利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。  　◎　緊急時対応加算の取扱い  　　(一) 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。  　　(二) 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として　　　算定できるものとする。  (三) 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、(２)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。  (四) 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。  利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定していないか。 | 平18障発  第1031001  第二の2(1)⑯準用  平18厚告523  別表第４の1の  注8  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑰準用  平18厚告523  別表第4の1の  注9 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ３　初回加算  ４　利用者負担上限 額管理加算  ５　喀痰吸引等支援　体制加算  ５の２　行動障害支援指導連携加算 | 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき200単位を加算しているか。  　◎　初回加算の取扱い  　 (一) 本加算は、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。  　　(二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。  　指定行動援護事業者が、第４の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を加算しているか。  　◎　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  　指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰かくたん吸引等を行った場合に、1日につき100単位を加算しているか。ただし、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  　支援計画シート等を作成した者（作成者）が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対し  て、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月）につき１回を限度として273単位を加算しているか。 | 平18厚告523  別表第4の2の  注  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑱準用  平18厚告523  別表第4の2の注  平18障発  第1031001  第二の2(1)⑲準用  平18厚告523  別表第4の4の注  平18厚告523別表  第4の４の２の注 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ６　福祉・介護職員　処遇改善加算  ７　福祉・介護職員　処遇改善特別加算 | ◎ 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて  　（一） 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対　　　　象拡大通知」を参照し行うこと。  　（二） 行動障害支援指導連携加算については、指定重　　　　度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成　　　　者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導　　　　及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの　　　　費用の支払いを評価しているものであることか　　　　　ら、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービ　　　　ス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定でき　　　　ないものであること。  　　　　　なお、同一事業者であっても、作成者と指定重　　　　度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一　　　　人でない場合は、加算は算定できるものであるこ　　　　と。  　（三） 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事　　　　業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々　　　　の契約に基づくものとする。  　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして府知事に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（Ⅳ及びⅤについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  　　　2から5の2までにより算定した単位数の1000分の250  に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  　2から5の2までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  　　　2から5の2までにより算定した単位数の100分の101に相当する単位数  　ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  　　　ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  　ホ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)  　　　ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単　　位数  　◎　厚生労働大臣が定める基準  　　　居宅介護参照  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、2から5の2までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、６の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。 | 平18厚告523  別表第4の5の  注  平18厚告543  十四  平18厚告523  別表第4の6の  注 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　眼　　　点 | 根拠法令 |
| ８　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | ◎　厚生労働大臣が定める基準  　　　居宅介護参照  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ２から５の２までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ２から５の２までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数  ◎　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。  ◎　厚生労働大臣が定める基準  居宅介護参照 | 平18厚告523  別表第4の7の  注  平18厚告523  別表第4の1の  注1  平18障発 第1031001 第二の2(3)⑯  平18厚告543  十一の二 |